

令和 5 年 第 5 回
占冠村議会定例会会議録

自 令和5年12月14日

至 令和5年12月15日

占冠村議会

令和5年第5回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月14日（木曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
		◎所管事項に関する委員会報告（議会運営委員長）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
		◎諸般報告
		・議長諸般報告
		・総務産業常任委員長報告
		◎村長行政報告
日程第3		一般質問
日程第4	認定第1号	令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について
日程第5	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	議案第1号	占冠村行政不服審査法施行条例を制定することについて
日程第7	議案第2号	占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例を制定することについて
日程第8	議案第3号	占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて
日程第9	議案第4号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第5号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第6号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第12	議案第7号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第13	議案第8号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第14	議案第9号	占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第15	議案第10号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第16	議案第11号	令和5年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第17	議案第12号	令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第18	議案第13号	令和5年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第19	議案第14号	令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第15号	令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第21	議案第16号	令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第22	議案第17号	令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉 眞澄 君	副議長	1番	大谷 元江 君
	2番	木村 一俊 君		3番	細谷 誠 君
	4番	下川 園子 君		5番	藤岡 幸次 君
	6番	小林 潤 君		7番	小尾 雅彦 君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占冠村 長	田中正治	副 村 長	松永英敬
総務課 長	三浦康幸	企画商工課 長	平岡卓
農林課 長	鈴木智宏	林業振興室 長	杉村政彦
建設課 長	小林昌弘	住民課 長	伊藤俊幸
福祉子育て支援課 長	岡崎至可	トマム支所 長	石坂勝美
会計管理者	合田幸	総務担当主幹	野原大樹
職員厚生担当係 長	鈴木隼	財務担当主幹	佐々木智猛
税務担当主幹	高桑浩	企画担当主幹	竹内清孝
商工観光担当主幹	阿部貴裕	広報統計担当係 長	大谷淳貴
地域振興対策室主幹	松永真里	農業担当主幹	杉岡裕二
林業振興室係 長	坂本龍哉	建築担当主幹	嵯峨典子
環境衛生担当主幹	蠣崎純一	土木担当係 長	中島辰男
戸籍担当主幹	細川明美	国保医療担当主幹	小瀬敏広
保健予防担当主幹	岡本叔子	村立占冠診療所主幹	橘佳則
社会福祉担当係 長	川口晃平	介護担当主幹	佐久間敦
子育て支援室主幹	森田梅代		

（教育委員会）

教 育 長	多田淳史	教 育 次 長	木村恭美
学校教育担当主幹	後藤義和	社会教育担当主幹	上島早苗

（農業委員会）

事 務 局 長	鈴木智宏
---------	------

(選挙管理委員会)

書記長 三浦康幸

(監査委員)

監査委員 木村英記 監査委員 下川園子

事務局長 平川満彦

○出席事務局職員

事務局長 平川満彦 主査 田中健士郎

開会 午前10時00分

○事務局長（平川満彦） 起立、礼。村民憲章を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。

ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。

ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。

ひとつ、生産を高め、活気ある社会をつくりましょう。

ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから、令和5年第5回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長、細谷誠君。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。

12月6日に開催しました議会運営委員会の御報告を申し上げます。

今期、定例会における会期は本日14日から15日までの2日間といたします。

議事日程日割については、あらかじめ御手元に配付したとおりです。

以上で報告を終わります。

◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において、7番、小尾雅彦君。1番、大谷元江君を指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長から報告のとおり、本日から12月15日までの2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から12月15日までの2日間と決定いたしました。

◎諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（平川満彦君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

今期定例会に付議された案件は、認定第1号から議案第17号までの19件です。

2ページ目をお開きください。

議員提案による案件は、意見書案、第9号の1件です。

説明のため出席を要求したところ、通知の

あったものの職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

3ページをお願いいたします。

令和5年第4回占冠村議会定例会以降の議員の動向は、9月12日、第4回占冠村議会定例会から、4ページ、占冠村清流大学開校30周年記念式典まで記載のとおりでございます。

8ページ目は、占冠村教育委員会からの教育行政報告です。

12ページから13ページは、令和5年8月分の例月出納検査結果です。

14ページから15ページは、令和5年9月分の例月出納検査結果です。

16ページから17ページは、令和5年10月分の例月出納検査結果です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 次に議長に提出された総務産業常任委員会の報告書について説明を求めます。総務産業常任委員長、小林潤君。

○総務産業常任委員長（小林潤君） それでは、所管事務調査の報告を行います。

審議資料9ページ、10ページお聞き願いたいと思います。

令和5年12月14日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。

占冠村総務産業常任委員会委員長、小林潤。所管事務調査に関する調査報告について、このことについて、次のとおり、所管事務調査を実施したので報告する。

1、調査期日、令和5年9月26日火曜日。

2、調査事項、1、道道占冠穂別線災害復旧進捗状況調査。2、占冠保育所の調理室の利用状況調査。3、物価上昇に伴う農業への影響調査。4、湯の沢保養施設の管理、運営状況調査。

3、調査経過、調査にあたっては、村長、副村長及び各担当者の同行により、現地説明

及び各種書類を確認し実施した。

4、内容、1、道道占冠穂別線災害復旧進捗状況調査について。

調査箇所は令和4年8月16日の豪雨24時間雨量146.5ミリメートルにより、地下水位が上昇したことに伴い、地盤が不安定になり河川部分で地滑りが生じた。春の融雪時には山側部分においても地滑りが追従し、道路部分で80センチメートルほどの段差が生じている。

本調査においては、これらの復旧状況及び道路開通の見通しなどの説明を受けている。現地調査は工事発注から間もないため、準備段階であり、発注機関より建設課を通して提供のあった図面類による書面及び聞き取りでの調査となっている。この説明では、令和6年4月1日の開通を目指していることが確認された。

今後は、資材納入の遅れが懸念されるが、占冠村にとって生活面はもとより、観光にとっても重要な路線と位置付けられていることを考慮し、発注機関と十分な連携を取り、情報収集に努めていただきたい。本委員会としては、無事に工事が完了し順調に開通することを望むものである。

2、占冠保育所の調理室の利用状況調査。

前年度も占冠保育所については調査を行っており、その際の指摘事項に対しては、ある程度の改善は見られた。しかしながら、作業台に箱を置き食器類に紙を被せて保管されているなど調理室の衛生面を考慮した場合、管理方法は不適切であると考えられる。

さらに機器類の配置についても、使用する際の配慮に欠けている部分が見受けられる。

これらのことは、食品及び調理等の衛生管理に関する知識が不足していることも理由の一つと考察されることから、研修等の受講を検討されたい。

根本的なこととなるが、多額の費用を要していることを認識し、この先の見通しを十分に持つとともに、住民の意見を尊重した利用方法を検討していただきたい。

3、物価上昇に伴う農業への影響調査については、調査場所の諸事情により中止とした。

4、湯の沢保養施設の管理、運営状況調査。
湯の沢保養施設の管理、運営は指定管理者により行われており、本年度の利用状況、外周及び薪ボイラーを調査している。なお主な説明は指定管理者の担当がされている。

旧テニスコートに設置されている錆びついたアーチ状の鉄骨は美観及び安全面での問題があるため適切な管理が必要と考えられる。

薪ボイラーについては、人件費等に関わる費用及び管理方法が説明されており、現在の設備の中では工夫し、経費節減に努められていた。この設備は外部からの冷気の影響を受けやすく外壁を断熱、保温効果のある資材で補修するなど、施設面でも寒冷地対策を施し、効率的な運転、管理に向けて検討する必要がある。また、排出される廃熱は熱エネルギーとして、有効なものと考えられるので、その活用を検討し、コスト縮減並びにCO₂削減にも考慮していただきたい。

住宅解体に伴う空き地の有効活用は村と指定管理者と協議し検討していただきたい。

5、調査の継続、総務産業常任委員会での調査結果は上記のとおりであるが、今後も引き続き調査を行うものと決定した。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

ここで村長から行政報告のための発言を求められていますので、その発言を許可します。村長、田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがあ

りましたので行政報告をいたします。

審議資料5ページになります。

本日配付の資料を御覧ください。

1、報告事項、（1）占冠村、アスペン姉妹都市提携30周年記念事業について。

10月に実施しました占冠村・アスペン姉妹都市提携30周年記念事業についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の発症により2年遅れとなりましたが、このたびアスペン市からトリー市長をはじめとする代表団13名を招き姉妹都市提携30周年記念事業を実施いたしました。

滞在中、トリー市長ら代表団には、湯の沢温泉や星野リゾートトマム、占冠村議会や村内の学校訪問のほか、茶道体験やホームステイなどにより日本の伝統や文化に触れるとともに、地域住民との交流を楽しんでいただきました。

10月23日には、本事業のメインとなる姉妹都市提携30周年記念イベントを開催し30年を振り返るとともに、元英語指導助手らによる琴の共演やピアノ演奏、村の伝統芸能である占冠神楽が披露され、共に30周年の節目をお祝いすることができました。

イベントの最後には、占冠村民は、ここにアスペン市との姉妹都市関係への決意を新たにし、今後も両都市が誇る豊かな自然環境や、これまで築き上げてきた深い友情を次世代へ引き継ぐとともに、教育や文化、経済をはじめとする様々な分野での交流を通じてさらなる友好親善と相互理解の深化を図っていく。ことを宣言し、トリー市長からは「美しい文化や豊かな伝統に刺激を受けている。私たちはこの30年を誇りに思う。」とのお言葉をいただくなど、両都市の交流の継続とさらなる発展を誓い合いました。

このたびの姉妹都市提携30周年記念事業では、ボランティアスタッフを募集し、実行委員のメンバーやホストファミリー、記念イベントでのスタッフ等大変多くの地域の方々にお手伝いいただきました。このことは、姉妹都市交流のさらなる発展につながるものと考えており大変感謝しているところです。

今後は、1月に開催されるアスペンでの記念事業への占冠代表団派遣に向け準備を進め、さらなる友好関係の深化に努めてまいります。

(2) ヒグマ問題個体の対応について。

近年、道内各地で市街地への出没や人身事故が報告されておりますが、本村においても市街地での出没がありましたので、その経過と対応についてご報告いたします。

9月25日の夜間に占冠駅構内で列車と接触した負傷個体の行方が翌26日朝の時点で不明となっていたことから、野生鳥獣専門員が付近を搜索し、同日午前10時頃に浄覚寺付近で当該個体を発見しました。深い傷を負って歩けない状態でしたが、人の活動域に危険性を有したままとどまる個体として緊急対応型の捕獲基準を適用し、捕獲いたしました。

10月4日の早朝には字中央宮下地区において、養蜂箱の食害痕跡が発見され、前夜にヒグマ1頭が市街地に侵入していたことが確認され直ちに野生鳥獣専門員と村の捕獲従事者が付近の警戒を実施し、小中学校周辺や住宅地にヒグマがいないことが確認できたことを教育委員会へ報告いたしました。

また、侵入個体の再出没が予想されましたので、農作物等の食害に係る有害性評価段階2として、捕殺を含む対応とすることとし、付近をさらに調査した結果、同地区のメロン圃場にも侵入痕跡が見つかりました。これをもとに再出没の経路を予測して双珠別川方面を警戒したところ、同日夕方に該当する個

体を発見し捕獲しました。なお、侵入個体他にいる可能性を考慮して、翌日以降も登下校前を中心に警戒を続けましたが再発はありませんでしたので、捕獲した個体が当初の侵入個体であった可能性が高いと考えております。

11月16日の午後3時頃、字中央宮下の川添団地入居者から団地敷地内にヒグマがいるとの通報があり、野生鳥獣専門員、猟友会占冠部会所属のハンター、建設課、農林課職員が現地対応にあたりました。対応中も当個体は敷地内で採食中の作物残渣に固執したため、人慣れも併せて再発の恐れが高い有害性段階2の問題個体として捕殺する方針で対応することとし、専門員と捕獲従事者で安全に発砲できる場所まで誘導したのち捕獲しました。なお、別の用務で居合わせた酪農学園大学の伊藤講師にも現場対応のお手伝いをいただきました。

以上、本村で実施した市街地出没対応3件を報告いたしました。このほかにも村内各地区の人家近くでのヒグマの活動があり、家畜が襲撃される事例や河川で釣り人に近づく事例もあったなかで、日常的に野生鳥獣専門員を中心に、可能な限り素早く現場を確認し、状況に応じて草刈りなどの環境改善、監視、追い払い、捕獲など様々な方法で対応してまいりました。

本年においては、近年にない程の問題個体が出没しておりますが、これが異常なのか、今後通常の出没状況となるのかは現時点で判断は付きませんが、庁内の体制整備、捕獲従事者や北海道及び酪農学園大学等の外部の関係機関との連携を密にし、対応にあたってまいります。

(3) 住民懇談会の開催について。

今年度の住民懇談会は、11月1日から11月

10日の間において開催し、村内6会場の合計で18名の参加をいただきました。

住民懇談会は、村長と住民の皆様がひざを交えて地域の課題や将来のあり方について意見交換ができる貴重な機会であることから、私も重要な取り組みと考えております。

今年度の懇談会では、道東自動車道4車線化について。地域公共交通について。を各地区共通の話題として説明したほか、全村的、各地区特有の話題についても意見交換することができました。普段何気なく使っている施設でも、使用者の視線や使用方法により使い勝手が変わるなどの気付きも生まれ、参加者は少なかったものの大変有意義な場となりました。

今回いただいたご質問や、普段なかなか気付くことができない地域特有の課題、各種の要望について、すぐに対応できるものは速やかに改善し、予算措置が必要なものについては新年度予算に計上するなど、より良い村づくりのための施策につなげてまいります。

次に主な業務とですが9月10日、令和5年第4回占冠村議会定例会以降の行動については、5ページから7ページで記載のとおりであります。

次に、7ページ3ページ入札につきまして、記載のとおり6件を執行しております。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の行政報告は終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時37分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続けます。

◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順に従い発言を許可します。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） お許しをいただきましたので何点か質問させていただきます。

12月の広報によりますと、10月末の村の人口は1,328人ということで、いつまでも村で暮らし続けることができるような施策が求められております。

最近の新聞連載記事に見られますように、人材確保の難しさから、あるいは物価高騰から、全国の特別養護老人ホームの6割以上が赤字ということで、施設の閉鎖や受け入れ縮小が報じられております。

近隣の施設においてもこのような傾向が見られ、既に施設退去の相談があった利用者の話も聞いております。

このような場合、地元利用者を優先する囲い込みより、村民が不利な立場に置かれることが想定されます。さらに人手不足や訪問先への移動時間が長く、効率的な運営が難しいことによる経営難から地方の訪問介護事業所の撤退も報じられております。

介護保険料を支払ったのに、地方では介護サービスを受けられない、ということが危惧されております。

占冠村の介護サービスは、約20名の登録者限定で通いを中心に泊まり、訪問サービスを行う小規模多機能型居宅介護で対応されておりますが、認知症が進んだ方や介護度の高い方々は、近隣の市町の施設系サービスに頼っていたのが現状であります。

このような状況と村の介護サービスのこれからについて、村長はどうお考えであるか。お伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員の質問にお答えをいたします。

介護職場においての人員不足については、全国的な問題となっており、近隣においても老人福祉施設の規模縮小や経営廃止などが相次いでおります。

また施設退居の相談については把握をしておりませんが、入所施設から別施設へ移動をお願いするという状況は伺っております。

入所者を選考する場合、地元優先の囲い込みの件については、各施設において介護度や家族の困り具合によって入所判定が行われていますので、地元優先という選考基準はないものと認識しております。

現に、地元住民も他市町村の施設に入所していることや入所待ちの方もおられるようです。

新聞記事でも地方の訪問介護事業所の撤退が報道されており、人口が少ない地域にとって都会との格差を含め過疎化が進んでいる地域において重要な課題であると感じているところであります。

『とま〜る』の利用については、要介護の低い方のみならず、介護度がついていれば利用することができます。

『とま〜る』の定員は24名、利用登録者は20名前後で推移しているのが現状であります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 今『とま〜る』の話が出たので、『とま〜る』で提供されている小規模多機能型介護サービスの内容に若干の変化があるように感じます。

毎月刊行される『とま〜る』だよりの延べ利用回数を見ますと、通いは1日5、6人平均で推移していますが、訪問サービスが昨年

は月100回程度であったのが、今年は200回を切ることはない様相を示しておりまして、訪問の必要性が増していると感じています。

国も高齢者が住みなれた地域で暮らし続けられるように、在宅介護を推し進めています。

その基盤をなすのが訪問介護事業で人材不足、介護報酬の低さと本当に地方での状況は厳しいものがありますが、在宅介護を進めるためには重要なサービスであると思われます。

村では、訪問介護事業所はなくサービスは近隣の事業所に依頼するか、あるいは村の小規模多機能型居宅介護に登録して、訪問サービスを受けるしかないという状況です。

現在村の70歳以上の方は、10月31日現在で249名、このうち要支援1、2、要介護1から5に要介護認定されている方は、59人ということであります。『とま〜る』に登録されない方、約40名の方々の暮らしをどう守っていくか。

そのためにも訪問介護の充実というのが求められるということであると思います。

小さい村では行政が政策を描き、イニシアティブをとって、これからの介護施策を展開することも重要だと思うのです。村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 訪問介護、訪問サービスの御質問かというふうに思います。

現在の『とま〜る』利用の状況ですが、利用者数は20名前後で推移していますが、訪問サービスの利用については、令和4年7月より200回を切る月がなく、平均240回前後で推移しています。

要因といたしましては、薬の見守り確認等、1回の訪問時間は5から10分程度と短いのですが、1日に数回訪問する方も増えております。そのような場合は、1日3回訪問すれば

カウントが3となりますので、訪問回数が増加している要因の一つとなっております。

訪問介護、訪問サービスについては、身体、介護や入浴介護も行えるため、内容的な違いはありません。

一般的な訪問介護では、ホームヘルパーが訪問し、20分から2時間程度の範囲内で生活援助や賃貸介護を行うため、ごみ出しや着替えの手伝いなどが頼みづらいというふうに聞いておりますが、『とま〜る』での訪問サービスでは、生活援助や身体介護のほか通いの送迎、食事の配送など柔軟な対応を行っております。

もしも訪問介護を行うことになれば、新たに事業所を設置したり、常勤職員を配置したりするなど、要件整備に多大な費用、経費を要することになるため、現状の『とま〜る』が行っている訪問サービスの充実が現実的だというふうに考えています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 小規模型多機能施設しか持たない村を登録されている方限定のサービスになるわけで、登録されない60名ぐらいいらっしゃるその方のサービスをこれからどうしていくかが問われているのではないかなと思います。

その辺について、どう考えているかお答えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 基本的に訪問介護、訪問サービスそれぞれ内容は変わってきますけれども訪問介護においては、利用者負担1割となっております。ただしサービス料については、利用すれば発生する。その都度負担が生じるという状況です。

訪問サービスについては、現在利用者負担

1割となっております。介護の認定を受けた方については利用ができる。

議員言われるとおり、登録制となっている。登録できない、あるいは登録していない方のサービスをどうするんだという御質問かと思えます。

現実問題として考えてみれば、『とま〜る』の利用ができないあるいは希望しないという在宅のみでの援助を希望する方に対しては、富良野の訪問看護ステーションや病院や老健等で設置している訪問リハビリテーションの利用を促したり、社協で実施しているふれ合い訪問、あるいは村保健師とリハビリの先生と一緒に訪問する訪問リハビリ事業、ファミリーサポート連携した訪問派遣事業の継続を引き続き行いまして、健康寿命を長くしていくという努力が必要かというふうに考えております。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 令和4年度決算委員会で村営バス、富良野線の一部区間において、走行距離と乗車料金に逆転現象があることが分かりました。

具体的に説明いたしますと、例えば、宮下を起点とし、ふらの西で降りますと920円、さらにバスに乗って富良野駅前まで行くと870円になります。

これは富良野駅、ふらの西の利用者に対して走行距離と乗車距離というのが比例するというのが一般的な料金体系があると思うんですが、この料金体系において整合性を欠き、ふらの西の利用者を冷遇するものでまさに不当な差別的取り扱いに当たると思います。

この事項は、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について定めた道路運送法第9条、第6項、第2号に抵触し、運賃の変更を考えるべき事例に当たると思います。ふら

の西まで870円とすべきです。

10月30日決算委員会のとき一応課長の答弁では、地域公共交通会議開催を予定して協議運賃の改正を考えるとということであったと思うんですが、このことに関して、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村営バスの乗車料金についての御質問にお答えをしたいと思います。

決算特別委員会において御指摘のあった事項かと思えます。

村営バスは高齢者を初めとした、住民の通院、通学、買物などの日常生活での移動手段として大変重要な住民の足であります。

このたびの御指摘に関しては、富良野線のバス停、ふらの西が役場前から乗車すると920円、富良野駅が870円で逆転現象が起きているとのことであります。

平成12年に医療機関への利便性向上のために、ふらの西の停留所を設置しました。

ここを終点としたことから距離が延びて、その際の料金について920円としたところです。

改定当時1便、2便上りの終点がふらの西に設定し、上り3便は富良野駅前ということの下りの起点は全便富良野駅前でありますけれども、平成16年には、全便ふらの西に乗り入れすることになりまして、料金を従前と変更することなく、ふらの西に乗り入れ分を変更とし、その分、50円を追加し、終点を富良野駅前としております。

これは運行経路からふらの西への往復が生じることにより追加分であります。

この際、平成16年の第9回占冠村議会定例会により運賃改定の議決をいただいております。

これ以降この点に関して運賃改定に至っていないのが現状であります。

バス運賃については、平成18年の道路運送車両法の改定に伴いまして、地域公共交通会議の場で協議をし、北海道運輸局に登録申請を行うこととなりましたが、それ以前の運賃決定の際には、自治体と北海道運輸局が協議して決定してきております。

バス御利用の皆様には、この点が非常に分かりづらい点であり混乱を来したかと思いますが、運賃決定の当時の議論、協議から決定に至ることを御理解をいただきたいと思います。

運賃改定手続きに関しましては、先ほど議員からあったように、協議運賃となっていることから、会議の場で議論して決定するものと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 平成18年の法律の改正についてですが、道路運送車両法ではなく車のことに関する内容しか決められてないもので運賃に関しては、道路運送法の改正になると思います。

それで運賃の逆転現象があったわけですが、そもそも最近、協会病院移転による西中前から富良野西に行って富良野駅前、そして協会病院と路線変更したときありました。

そのときに料金を変更すればよかったと思います。

その間、何回か占冠村地域公共交通会議が開催されていますので、そのときになぜ料金の変更を考えなかったのか聞きたいと思います。

ふらの西の利用者に明らかに不公平と、不利益を与えていると思います。住民の福祉の増進を役割とする地方公共団体としては、あ

ってはいけないことだと思います。バスに関しては、いろいろな案件が発生していますけれども、組織の緩みを感じますが、その辺どう考えるか。

以上2点、村長お答えお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 富良野西中のところから新たにふらの西病院の停留所まで追加の要望があり住民サービスの向上ということで、路線を追加した経過があります。

そのときに、富良野西中前からふらの西までの間を協議運賃で50円と決定をしました。もともと終点が富良野駅前でしたそれが870円、サービスを追加したことについて50円を値上げしようというのが、当時の協議料金です。西病院の停留所が920円、それで西中が870円、富良野駅も870円です。村としては、サービスを追加することによって、富良野駅に行く方の値上げをしたくないということで、富良野西中から西病院に行くのは、追加料金で920円になった経緯があります。

18年の料金改定については最終的に今、協会病院まで行っております。私も今の行程と料金表を見て思っていますけれども、これを見るときに、この流れがそのままというのは、村のバス運賃の値上げをしないことを前提に路線改定をしています。これが料金見直しだということで、料金改定をすれば全体に上がっていくということが想定されるのですから、それを上げないで協会病院まで行ったときに、協会病院も920円、西病院も920円、議員御指摘の富良野駅前が870円のままです。

これが逆転現象だということで御指摘ですけれども、そういった経過があって、もともと駅に行く人たちにあまり不利益を被らせたくないという当時の思いでこの870円。しかも役場前からだけです。あとの料金は同じです

けども、そういった経過がありますと、いうことで、あくまで、追加したことによる追加料金であるということで、協議運賃が、決まったということでもありますので、特別な不利益があったとは考えておりません。仮に920円ということになれば、逆にスタート時に終点として富良野駅が920円ということになるものですから、そういったことでぜひ御理解をいただきたいと思います。

議員言われた車両法の問題ですけれども、これは私の認識違いだったかと議員御指摘のとおり、それが正しいかなというふうに考えて、おります。

この地域公共交通会議は私も委員の1人です。この地域公共交通会議については、1号議員から8号議員ということで、村あるいは一般車両運送業者あるいは国交省の旭川運輸支局それから上川総合振興局それから、民間のバス事業者、ハイヤー事業者、それから村の職員、あるいは、村民バスを利用する利用者代表、ということで8つのグループから委員さんを決定して会議を開いております。

これまで6回ほど会議をさせていただいていますけれども、これまで基本的に料金を値上げしないという前提で議論しているものですから、料金改定の話はなかったということで御理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 今バスの運賃というのは協議運賃ということで、公共会議ですね、ちょっと長いので省きますけれども、公共会議で決めるということですね。

先週、運輸支局行って話してきましたんで、そのときにはそういう話もあったということで、伝えておきますと言っていましたので、なるべくふらの西まで870円で行ってくれる

ようにもし機会があれば、よろしく願いいたします。

先日開催されました中学生等の議会において、答弁しながら思ったことですが、生徒と先生がカメムシに困っている、授業にも支障を及ぼしている状態だという声がありました。

このような状況を教育長は把握していたのか、お尋ねいたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） お答えをさせていただきます。

カメムシの件に関しましては、毎年10月中旬ぐらいから、カメムシが大量に飛来をしているという状況については把握してございまして、その対応については学校内で対応されているというふうな形で認識をしております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 一応占冠村は学校教育法第2条、第1項に基づく、学校の設置者ということですが、管理運営を担うのは教育委員会で、その運営方針を決めていくのが教育委員による教育委員会議ということだそうです。

教育に関する評価報告書、教育委員会議は5月、11月の2回にわたり学校を訪問し、校長先生、教頭先生から学校経営方針及び中間報告を受け、次年度要望を聞き取り、内容を調査し十分な審議の後、教育予算に反映させていたと記述があります。

校舎の老朽化、冷たい水道、冷房、電子黒板、和式トイレ、カメムシと、彼らと話しをすると本当に話題満載ですので、ぜひ直接教育長なり教育委員会なりが、お話しする機会を作ったらと思いますが、教育長の考えを伺い、私の一般質問はこれで終わるようにいたします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） お答えをさせていただきます。

学校に関します諸問題については、学校の要望や様々な問題に関しまして、教育委員会では各学校からの報告のほかに、先ほど議員が述べられましたように、教育委員による年2回の学校訪問の中で、学校経営上の問題や要望などを聞きとりながら対応しているところでございます。

また、今回のコミュニティースクール議会において出された質問につきましては、既に学校を通じて要望されているものもございまして、未実施分もありますが、対応してきているところでございます。

議員御指摘の生徒と直接対話するということに関しましては、非常に重要とは考えております。ただ、その内容が単に苦情要望を聞き受け付ける場ではなく、意見交換により相互が解決に取り組む方策などを議論して、それらを通じて主体的に地域に関わる生徒の育成もできるような、そのような機会の創出について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで、2番木村一俊君の一般質問を終わります。

一般質問中ですが、ここで11時15分まで休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、7番、小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 議長のお許しがありましたので一般質問をさせていただきます。

質問の一つ目としましては新規就農の現状について伺いたいと思います。

今年の案件ですが、現在進行形であった畑作メロン栽培を目指していた新規就農予定者が今年の5月頃に、就農先の農家さんとのトラブルによって就農実習が中断している状況があります。

これまで、村が支援してきた当事者の方との就農に向けての方策、就農に向けての計画ですね。こういった実習中断による案件が、就農実習者に対して月10万円の支援金も併せて途絶えているという現状があります。今後においての処理はどうなるのか、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員御質問の方は、令和4年1月から新規就農希望者として既存農家において施設園芸を研修されておりました。令和5年4月25日に研修内容を変更し座学について学びたい旨の申入れを受けております。

また5月3日に受入れ先既存農家、新規就農希望者、村担当者の3者で今後の研修について話し合いを行いました。その後、7月に入り、新規就農希望者から研修を中止し今後のことを考えたい旨の申入れがありまして、現在に至っております。

村が支援してきた就農に向けての方策についてであります。5月以降に村外の施設園芸農家への研修受け入れの要請や現地への引率、あるいは滝川市にあります北海道立総合研究機構農業研究本部花野菜技術センターへの引率などを行い、研修継続について進めております。

その後の処理はどうなるかとの御質問であります。現状としては、研修休止ということでもありますので、担当者から新規就農希望

者に対し、不定期ではありますが、連絡をしている状況であります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 現状については今報告があったことで理解しますが、やはり新規就農を志す立場の方の御縁があって、占冠村内で就農したいという希望で始め、そういう案件が途中中断で途絶えてしまったということで、大変残念に思っております。

なかなか今後の村の就農支援についても、農地の確保というのが大前提にあって、実現が確かに難しいのは、重々分かってはいるのですが、なかなか思いを実現に導いて手助けするという案件は本当に労苦の伴うことでもありますので、今後においての新規就農の目指す方向性も含めて、村の考えを伺っておきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 新規就農の支援ということで、なかなか難しい問題でありますけれども、ここ数年で新たに営農された方が数件いらっしゃいます。

議員も言われるとおり、占冠村における農地は限られた面積しかないという中で、あまり新規就農される方は園芸作物だったり、羊飼いだったり、ユリ根、こういった大きな土地を必要としなくても、営農できる収益性の上がる方向性で新規就農をされている方が多いと思います。

酪農とか肉牛とかで希望される方はどうしても土地の問題が発生して、なかなか成就をしないというのがこれまでの流れですから、やはり土地確保の問題と、それから離農農地等の有効利用とか、そういったいろいろな条件をかみ合わせる中で、やはり小規模であっても、食べられる農家、育成そういった方向

性を見いだしながら、それを希望する方々に研修をしていただいて、就農していただくということで進まざるを得ないかというふうに思いますので、現在も1名の方は新規就農でやっている方もいますので、今後そういった方々の支援にしながらですね、新たな受け入れについては、内容等も十分、入る前に協議をしながらやっていただくということで考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 先ほどの村長の行政報告にもありましたとおり、村内の有害駆除の実態についての質問です。

今年は全国的に異常ともとれるほどヒグマの出没が相次ぎまして、人身事故も伴っており、捕獲数が例年になく増加していると思います。

今年の有害苦情実績数、エゾシカ、ヒグマの現状を前年対比で確認をさせていただきたいと思います。また、村内でも同様にこれまではなかった市街地への出没もあり、憂慮すべき現状でございます。

このような状況を村長はどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員の二つ目の質問にお答えをしたいと思います。

有害駆除の実態であります、今年3月から、11月末までの占冠村のヒグマ目撃情報件数は127件でありました。

そのうち、9月以降の3か月で56件の44%の情報が寄せられています。

平成27年以降の月ごとの累計値と比較しても今年は9月以降に通報件数が多かったと言えます。

行政報告でも申し上げましたが、今年の特

徴的な事例がありました。市街地への侵入は初めてのことでしたが、野生鳥獣専門員が平素からそのすぐ近くで潜在的なヒグマの活動があることを以前からつかんでおりまして、広報等を通じて出没の可能性の対処について呼びかけてきたところであります。

このため今回の捕獲の際も発見した方は、沈着冷静に役場へお伝えをいただきました。

特定個体を捕獲する必要を認めた5件全てにおいて対象個体に絞った素早い捕獲を達成しておりまして、有事における能動的選択的な対応能力が向上しつつあるというふうに思っております。

一方で捕獲の必要ないと判断した監視や追い払いを行い、接触を回避できたのは14事例ありまして、追い払いを件数は18件になります。

道内の推定生息数は、1万1,700頭となりなり、残雪期の春グマ駆除を廃止した平成2年から倍増したのではと報じられています。

個体数が増加し市街地への出没が相次ぐなど、人とのあつれきが強まっている状況であると認識をしております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 村長の答弁にもありましたとおり、本当に今年は私自身も地域を回っていても、例年になく3倍以上の目撃があつて人慣れしたアーバンベアという個体が多く目撃されました。

私も地域を回っていて50件ほど確認してきた状況です。今年は異常だって言われれば、それまでですけども、来年以降もこういった案件は、続くと思っております。

そういった中で、やはり情報周知も含めて、市街地への出没、今年は宮下地域に出没して宮下と千歳と本通の中で、即座に住民への周

知もなされたのですが、来年に向けても、全村的なことでもあるものですから、そういう地域を特定しないで、ぜひ、全村的な情報周知を徹底していただきたいと思います。

村では新人ハンターの育成助成金というのが、上限額10万円の設定でハンター育成の案件があります。

今年新たに地域の方で資格を取得された方が、今要綱中の6か月の定義がありまして、対象外の扱いとなりました。新人ハンターとして、現在、地域では14人のハンターがいるんですけど、そういった中でも高齢化が助長されておりまして、実質動ける方が5、6人という状況です。そういった状況もあるものですから、新人ハンターの育成としてせっかくの制度が生かされないで、結果的には、出鼻をくじかれる状況となりました。大変残念に思っているんですけど、この実態を村長どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 新人ハンターの育成助成ということで御質問であります。

御質問の育成助成金に該当する占冠村狩猟者養成事業補助金交付要綱にある内容かと思っています。

御質問にありました今年新規に資格を取得した方が交付金の対象外となりましたとありますけれども、まず補助金交付申請の要件が、第2条でうたわれています。村内に住所を有する方で、新たに狩猟免許を取得した者、また村内に住所を有する者で新たに、猟銃所持許可を受けたもの、といずれも村外居住者、居住住所を有するもので、「新たに」というのが、条件になりますけれども、新たにが必要な条件となっております。

御質問の新人ハンターの方は、令和2年に村外にお住まいの際に、猟銃所持許可を得た

と伺っており、申請者の要件に合致しないと判断をいたしました。あわせて、御質問にありました占冠村にお住まいになってから、新たに狩猟免許を取得したと伺っておりますが、先ほどの要件を全て満たさなかったということから、残念ながら申請者の要件に合致しておりません。

要綱に定義されている6か月の規定でありますけれども、6か月の時期の設定はふさわしくないということの御指摘だったと思いますけれども、6か月と言っているのは、補助金交付申請書の提出を求める期間であります。許可証交付に一番手続に時間と手間を要すると思われる道警の狩猟所持許可証の交付が完了してから、申請書を提出できる期間が6か月であるということです。

簡単に言えば、検証終わって許可書を交付されてから6か月期間は申請ができます、という内容でありますので、予算の単年度主義から申請の期限を定めているので、申請者への不利益はないというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 少し私も引っかけたのが、この6か月の期間中というように認識だったものですから、私の理解もちょっと相違してたのかと思っております。

ぜひ、今後においても、地域のハンター決して多いわけではありませんで、若い方の資格取得の門扉となる、こういった助成金の有効活用をお願いしたいと思っております。

質問3で村の福祉関連職場の現状についてということで、ありますけど先立って木村議員からの質問のやりとりもありましたので、重複は避けたいと思います。

私が村長にお伺いしたいのは、福祉関連職

場の介護職員の確保が難しい現状にあるということで、村の施設運営の『とま〜る』の実態、そして介護職員の確保、維持体制、待遇がやはり介護職員の場合は、大分劣悪で置かれているという現状もあるものですから、村のほうでも社協との調整で、一応運営補助の実態はあるんですけども、職員の確保、現状維持を含めて、社会福祉協議会との連携は欠かせないものと判断しますので、今後綿密に連絡がとれているかどうかの状況を伺いたいと思います。

立ち入った話にもなるんですけども、隣町の南富良野町での『ふくしあ』の運営が、介護職員の人手不足によって、施設の運営が難しいという現状も聞かされているものですから、隣町の状況ではあるんですけど、こういった状況も含めてですね、村長のほうでどこまで確認されているのかも伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 福祉関連職場についての御質問であります。

何回も言っても恐縮ですけども、介護職場においての人員不足、これは全国的な問題となっているということの認識であります。

『とま〜る』の運営については、村福祉子育て支援課長が構成員となっている小規模多機能型居宅介護施設『とま〜る』運営推進協議会に参加をして運営についての報告、助言を行っています。

それ以外にも随時、連絡を取り合い施設運営の維持について適宜対応しております。正職員の介護職員については、今年度当初11名いましたが、現在、退職により1名減の10名となっており、そのほか臨時職員2名、臨時調理師2名、非常勤職へ職員1名で構成されております。

退職した1名の補充については、現在募集しておりますが、現在まで応募がない状況となっております。

運営に関しては現人員で維持している状況であり、社会福祉協議会職員にも有資格者がいるため、『とま〜る』のヘルプ対応など柔軟な対応をしています。

『ふくしあ』についてでありますけれども、定員50名であったのが令和5年度より30人に減少したと伺っております。

『ふくしあ』はユニット型施設のため、介護職員を多く必要としていますが、現状介護士14名と減少傾向であると伺っておりまして、介護士不足の現状もあるため、伺ったところ現入所者の1名に別施設へ移動をお願いするといった状況であるというふうに聞いているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 現状を理解しました。やはり職員の確保は、村の社協もそうですが、今日も日高町の特養施設でのそういった募集もチラシ折り込みがありました。

綿密に社協との連携、今お聞きしましたけれどもなかなか募集しても集まらないという現状どこでも同じだと思います。富良野市だとかは、そういう住環境も良く、また人数も多いので、伴って確保されているのかなとは思いますが、ぜひ今後においても、介護職員の確保は課題となってきますので、現状、施設が閉鎖されないように、頓挫しないように言っちゃ大げさですけど、そういった状況を鑑みての運営体制を要望して終わりたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、4番、下川

園子君。

○4番（下川園子君） 通告のとおり一般質問させていただきます。

占冠村の役場職員、教職員の管理体制と外部相談窓口について村長に伺います。

近頃、地方公共団体職員の不祥事が頻繁に報道され、なぜ事前に防げなかったのかと感じます。

企業経営では管理体制として、コンプライアンス法令遵守やリスクマネジメント危機管理をマニュアル化して、問題が起きにくい環境というのをつくっています。

マニュアル化して問題が起きにくい環境をつくり会社や社員を守っているものだと感じます。

そこで、占冠村は小さなコミュニティであるということもあり、なかなか言いにくい状況というのも発生してしまうと思います。

リスクをしっかりと見える化し、危機管理を徹底するマニュアルを作るべきと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員の質問にお答えをいたします。

地方公務員が法令を守り、法令に則って仕事をするのは当然のことでありまして、担当部署ごとのさらに細かい個別法令に基づき職務を遂行しているのが実態でございます。

最も近年は、従うべき法令等も非常に複雑難解になっているため、研修等を通して職員の知識、意識の向上を図ることが適当であるというふうに考えております。

現在は、新規採用職員を対象とした新人研修等で公務員服務や職員倫理等についての研修を実施しております。

一方、市町村職員研修センター等で実施している、各種研修の受講を全職員に管掌して

おりまして、今後も継続して実施をしてまいりたいというふうに考えているところです。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 職員の法令遵守というのは当然のことだということで、もちろんみなさん研修も受けられているでしょうし、そういった知識ももちろんたくさんお持ちだとは思いますが。

ただ、新人研修のときは、これから始まることに對して新たな情報というのをたくさん入れることはできると思いますが、そういった環境で長く働いていると、当然として思ってしまったことが変わっていたことに気がつかなかったとか、「このぐらいなら大丈夫かな」というのが起きやすくなるのが現状だと思います。

そこで、そういったものは研修受けているときというのは、当然駄目だという細かいこと一つ一つに對して理解ができるとは思いますが、やはり慣れが生じてくると、大丈夫なことなのか、グレーゾーンなのかというのが判断しづらい状況になってくると思います。

そのため、そういったものを分かりやすくするためのマニュアル化、例えば、こういったものはちょっと抵触していますとか、そういったものが分かりやすい環境というのをつくるべきだと考えていますが、そういったものはマニュアルについてどのように考えるか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 非常に多岐にわたる行政職場におきまして、取り扱い事務を包括的に網羅するマニュアルを作成することは、困難だというふうに考えているところですが、公務員が陥りやすいリスクを洗い出して、それに対する対応方法分かりやすくまとめた資料を準備するなど定期的に注意喚起を促すと

いう取り組みは進めてまいりたいなというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 最近では地方公共団体でも、内部統制に関する制度を作るなど、たくさん出てきているような状況であります。

そういったことは今後も継続して進めるべきと考えます。

また、それと同時に2点目の質問に移りますが、各種ハラスメントや業務に違和感を感じ内部で解決できない、ちょっと相談しづらいということですね。そういったときに客観的に相談のできる第三者窓口というのを、設けるべきと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ただいまの御質問にお答えをしますが、占冠村では職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するというので、庁内に衛生委員会を設置し、定期開催に努めているところであります。

また職員を対象に、外部から相談員を招聘し、おおむね四半期ごとにメンタルヘルス面談を実施しています。この面談では、メンタルの問題に限らず、職場での悩みや苦情の相談もすることができます。

その他にも上川町村会が主催する心の健康相談窓口、各職員が個別に相談することができるようになっておりまして、これについても掲示板等で周知をしております。

また各種ハラスメントの防止については、厚労省の指針にあるとおり、日頃から職員への注意喚起を行いつつ、令和2年に占冠村職員のハラスメントの防止等に関する規程を制定しております。

また、職員の相談窓口を置すると同時に、職員のメンタルケアのための取り組みとして、外部業者に委託したストレスチェックも実施をしているところです。

今後も職員が安心安全に業務に取り組めるよう環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） こちらは現在でも相談できるような状況があるということですが、こういった相談というのは大変相談される方も相談しにくいような状況があると思いますので、比較的安心して気軽に相談できる窓口というのが必要であると思いますし、その村の中でつくる衛生委員会という方たちが例えば、身近な方になればなるほど、相談しやすいこともあれば、しにくいこともある。

特にハラスメントとかですとハラスメントの種類というのもたくさんあるので、状況によってはすごく相談しづらいようなものが生まれてしまうと思います。

やはりこういったハラスメントというのは、受け手と、実際行ってしまう方との感じ方の相違というものも生まれた中でのハラスメントっていうものになると思いますので、実際にどういったものがハラスメントになるのかっていうのを特に細かく指定をしてこういったものをハラスメントになりやすいですよ、ハラスメントと認定されてしまいますよ、というものを1個1個細かく、やはり項目立てて、見えるようにするべきなのではないかと思います。

そういったものを占冠村の中でも作った上で、やはりこういったことをされていると思うので、相談しますっていう、流れをつくることのほうが、相談しやすくなると思います

が、そういったものも見える化するという考えが、お持ちであるかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われる、相談環境ということではいけばですね。先ほども答弁させていただきましたが、身近に相談できる場所、あるいは町村会のように契約しているのは、旭川医大から違う病院に移ったと聞いていますけれども、直接メールで相談できるようになっているんですけれども、外部の専門医だったり、それから労働組合とか、相談できる場所があって、その情報がいろいろ入ってきたものを集約として、衛生委員会なりに議論して、対象方法を検討するとかハラスメントの規定についても先ほど言ったようにハラスメントの防止等に関する規程というのを設けてますから、それに照らしてどうなのかなと言ったこともあったりするわけですね、外部でのストレスチェックだとか、そういった相談環境あるいは、それをどうするという環境を揃えつつ、対応をしております。

安心で気軽な相談場所ということでは、なかなか難しいのかもしれませんが、誰もがいつでも相談できるような環境を作るといふようなことには努力をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 一般質問中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。下川園子君。

○4番（下川園子君） 午前中に引き続き先ほどの村長答弁の中にありました件で、1件伺います。

占冠村の職員ハラスメント防止等に関わる規定ということで、こういったものもつくり周知しているハラスメントに対して対策をとっているということかと思いますが、こちら内容のほう拝見したところ、もちろん各種ハラスメントについて記載等がありますが、ハラスメントだと感じるものというのはすごく多岐にわたっていて、個人の考え方によってハラスメントととれる場合もあれば、違うと考えている場合もある。ということが存在します。

どうということがハラスメントというのをやはり分かりやすく見える化していくのが、リスク回避になっていくのかなと考えます。

そのため、こういったハラスメントに関しても、先ほど同様、見える化するチェック項目を作るのか、リスト化するのかこういったことはハラスメントに当たるんですよということを、全員に周知する必要があると思っていて、そういったものをこの規程などに一緒につけるということもしたほうがよいのではないかと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ハラスメントの定義的な内容であります。

最近是全国的に見ても、首長さんの言い方次第でハラスメントであるということで、大変ニュースなんかにもぎわしています。そういったところを見ると、ハラスメントにも議員言われるように、いろいろあるということでもあります。

私は、管理職のみなさんに言っているのは、相手がそれはハラスメントだと感じればハラスメントになってしまうから、気を付けてということをお願いしています。

やはり時代の違いもあって、私たちは当たり前のことだった時代と今は違いますので、

一概にあるいはハラスメントってなかなか決めづらい、定義をしづらいというところありますので、先ほど申し上げましたように相手をおもんばかって、相手がそう感じることは避けなさい、やめなさいということでやっています。

そういった訴え等ですね聞けばすぐ、衛生委員会含めて対応するようというところで、取り進めておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 3点目といたしまして教育長に伺います。

こちら教職員の不祥事というのも後を絶たない状況です。

各種ハラスメントや法令遵守に関しては、研修等が行われていることと思いますが、学校関係の不祥事については、チェック機能が働いていないとか、あとは問題を先延ばしにする傾向があると、これは占冠で起こったとかそういう話ではなくて、全体的にそのような報道がなされることが多いと感じています。

教育の現場では、教員同士はもちろん、教員と保護者、または教員と児童生徒のような様々な人間関係が存在しています。

占冠の学校の場合やはり小さいコミュニティーとなりますので、職員同士の相談しづらい状況というのは当然生まれてくると思います。そのため、規範となるものはしっかりマニュアル化した自分の行動を確認するためのセルフチェックのできる体制を整え、外部相談の窓口というのも設置する必要があると考えますが、教育長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 御質問お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、教育職員の不祥事

等に関しましては、依然として後を絶たず学校教育に対する道民、村民の信頼を損なう極めて憂慮すべき事態として、北海道教育委員会からも機会があるごとに注意喚起がなされております。

学校教育は、児童生徒や保護者はもとより、地域住民との信頼関係の上に成り立っているものでありまして、直接従事する教職員には一般公務員に比べ、より高い倫理意識が求められているところでございます。

本村におきましても、これらを踏まえまして、教職員が全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき責務を負っていることや、児童生徒の手本となるべき立場にあることを改めて自覚し、学校教育に対する信頼を損なうことのないように、不祥事の未然防止と服務規律の保持に努めるよう、各学校に対して指導をしてきているところでございます。

具体的には、関係通知の周知、教職員の服務規律の保持についてという啓発リーフレットの配布、コンプライアンス確立月間における自己チェックシートを活用した職場研修の実施の要請、外部相談窓口となりますポータルサイトなどの紹介など、様々な形で実施をさせていただいているところです。

今後におきましても学校等の情報共有を密にしながら、不祥事の未然防止と服務規律の保持、危機管理体制、こちらについてはマニュアル等の整備も含めて、対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） ただいまの答弁の中で、教職員たちの自己チェックシートを活用し、チェック機能を果たしていくということだと思いますが、そのチェックしたものに対

して、当然その場で終わっては駄目だと思いますし、チェックしたものを最終的に教育委員会のほうでも確認するなどのような、外部チェック機能というのは果たされているのか、伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） こちらにつきまして学校内で使用しているものでございまして、点検の中身としては体罰暴言でありますとか、わいせつセクハラ行為、個人情報の管理等ということで、チェック項目がございまして、こちらに何らかのチェックがついた場合これについては、自己チェックシートということでございますので、まず学校内、こちらで問題点の把握等を行うために使用するということになります。その後、学校内におきまして重要事項というふうな扱いになった場合には教育委員会にも、情報が上がってまいりますし、それから教育局のほうにも情報を上げて対応を決めていくということになっていきます。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 学校の中ではもちろん児童生徒を守っていくということが大前提に、教職員同士というのはもちろんですけれども、教員と児童生徒の関係を保っていくというのにも必要なことだと考えます。

教員の先生方によっては、研修制度の違いからか、認識の違いですねやはりハラスメントと同様で、各個人の認識の違いというのが先生方の中に子供に対する接し方一つとっても認識の違いというのが生まれてきているのではないかと感じています。

そこでその研修をこのハラスメントもそうですし、学校内の危機管理として都度、やはり新しい情報を入れていくための研修という

のが、必要なのではないかと考えています。そういった研修というのは、毎年されているものと思いますが、児童生徒に対する例えば細かく具体例で申し上げてしまうと、例えば先生と生徒が密室にならないとか、密室にならないように努力する。そのためにはドアを開けておくとか、そういったことも、しっかり分かるようにルール化しておく必要があると考えますが、そういったことは実際今されていますでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） そちらにつきましては北海道教育局のほうから通知等がございまして、そのようなハラスメント行為を招くような行動行為についての注意ですとか、北海道が求める教員像というものの中に、どのようにして子供と接するかというようなことについても記載がございまして、それらを用いること、それから日々教員の中でもですねチェック体制を実施しておりまして、管理職からの指導等を行っているというふうに聞いております。

また研修につきましても、先ほど申しましたコンプライアンス確立月間等がございますのでその中で学校の中でも研修を行っているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 一般廃棄物最終処分場と各種ごみについて村長に伺います。

最終処分場にトラックスケールが設置されてから1年が経過し、埋立てごみの排出される量のデータも集まり、分析ができるような状況になってきていると思われます。

そこで、トラックスケール設置前と設置後で埋立てごみの排出量の推移、一日一人当たりの排出量も含むと、あと、かさ上げし、令

和15年度で満了見込みとした一般廃棄物最終処分場が、改めていつまで使用できると考えるのか、また、その後についてどのように考えるか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 一般廃棄物の処理関係の御質問であります。

最終処分場の状況であります、トラックスケールが稼働を始めた令和4年度の埋立てごみの収集実績は、前年対比、51.58パーセントとなっております。

トラックスケール設置前のごみ収集量については、廃棄物搬入車両の運転台数の把握並びに収集したごみ量を目測し経験に基づく体積換算係数からの重量を想定してこれを実績値として整理をしておりました。

令和4年3月に、最終処分場にトラックスケールが設置され、正確なごみの搬入量の把握が可能になったことや、村民事業者などの分別への理解もあり、減少しているものと思っております。

今後一日でも長く運用するためには、さらなる皆様の御協力が必要であります。正しい分別とごみの減量化に努めて御協力をいただきたいというふうに考えているところであります。

御質問の最終処分場の残余年数は、平成29年に調査した残余年数では、令和4年3月に満床となる見込みであったことから、令和3年度にかさ上げ工事を行いまして、残余年数を令和16年6月までとする延命化を図りました。

かさ上げ後の最終処分場においては、残余容量調査というのが定期的に3年に1回と聞いておりますけれども、そういった残余容量調査を行う必要があることから、運用開始3年、令和6年にはこの調査結果をもとに、処分場

の使用期間の推測や今後の埋立てごみの処理方法等を含めて、施設整備の方向性を検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 今後の動きについては令和6年度に調査する残余年数を見てからということになるかと思いますが、これまでかさ上げの工事と同時期に、他の市町村で、広域でごみ処理しているので、焼却についてを検討するとか、そういったこともあったと思うんですが、あくまでもこれは残余年数確認後にそういったことも含め考えていくということでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 残余年数につきましては、そういった調査結果に基づいてしっかりと精査をしていきたいというふうに思っています。

最終処分場の満床に備えた考え方というか、処理につきましては、近隣自治体との広域による廃棄物処理を推奨しております。

将来的には、近隣自治体との広域による可燃ごみへの転換なども考えられますが、これらはあくまで相手ありきのことですので、情報交換を行いながら、検討を進めてまいります。

また圏域外へのごみの搬入ですけれども、十勝地方においては、多くの市町村が帯広市にごみを搬入し焼却している実態から焼却自体時間がかかりまして、委託業者の負担増につながっているというふうに聞いております。

さらに、単独での焼却施設建設には、建設費や維持管理費も考慮する必要があります。

いずれにしても環境負荷を減らした循環型社会形成を目指しながら検討を進めてまいり

たいというふうに考えているところであり
ます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 現状では、令和6年
には、一度その残余埋立てごみ最終処分場の
残余年数というのが出てくるのかと思います
ので、そこから本格的に今後どうしていくの
かというのを検討していくのであろうと感
じるころではありますが、ここは少しでも長
く使える、最終処分場が使えることが良いと
感じますので、そこと関連して2点目の質問
に移ります。

令和5年2月に第三次富良野圏生活圏一般
廃棄物ごみ広域分担処理基本計画というのが
5年2月に更新されていますが、その中の占
冠村のごみ排出量推計という表では、ごみ総
排出量の減単位というのが、一人一日当たり
3,384グラムと書いてあります。

北海道廃棄物処理計画第5条というのが、
こちら同じ基本計画内に書いてありましたが、
令和の6年度の目標値で、一人一日当たり
900グラムと書いてあります。この数字を比
較すると、約4分の1にしなければいけない
ような状況になっています。

ただ実際先ほどごみの実績値を聞くとこの
数量も違いが出ているのではないかと感じる
ころではあるんですが、ごみ分別は各個人
がルールを守って捨てていくというのが当然
かとは思いますが、そのためにはルールの周知、
啓発活動も含め徹底していただくというこ
とが必要になってくるかと思えます。

ただ現在使用している案内物等は、現在の
ルールは以前のルールであったであろう古い
ルールというのが、両方混在しているような
状況です。こういった見直しも必要と考えま
すが、今後村としてはどのようにごみを減量

していくと考えるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われておりま
す富良野圏域5市町村による第三次富良野生
活圏一般ごみ一般廃棄物広域分担処理計画と
いうのは、令和5年2月に策定されまして、
公表されているところです。過去の数値に沿
って数値というのは、集計に沿った形で推計
値を置いて計画を策定しております。

この計画に当たって、令和4年度以降は、
1日1人当たり3,384グラムで推移をし、人
口減少とともにごみ排出量も減少する見込み
ということで策定をしておりますが、北海道
の目標からすると、約4倍の数値となってい
ます。

これは、家庭系ごみだけの数値ではなくて、
事業系ごみの排出量も推計しております。お
およそ事業系が6割、家庭系が4割の排出を
見込んでいますが、御家庭だけの協力だけで
はごみの減量にはつながらないことから、事
業者にも減量の協力を促していくよう今後も
協議を進めてまいりたいと思います。

また村のホームページにおいてお知らせし
ています家庭ごみの分別収集や令和元年度に
発行したごみ分別辞典においては議員言われ
るような内容も散見されますので、今後見直
しが必要との認識にあります。

他自治体の事例も参考にしながら、刷新し
てまいりたいというふうに考えているところ
であります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 周知の告知物に関し
ては変更していただけるということかと思
いますが、例えばごみ袋一つにしても、プラス
チックごみの袋にいろいろ捨て方などが書い
てあったりします。ただ袋に入らない大型の

発泡スチロールに関しては、紐で縛って出してくださいと書かれたままになっていますが、今現時点では紐で縛っても袋に入っていないと持って行ってくれないような状況です。そういうこと一つとっても、資源ごみを資源ごみとして出せないから埋立てごみにしてしまうとか、そういったものを発生しやすくしていますし、あとは資源ごみの中にある紙ごみというところに、今新聞ですとか段ボールとか入っていますけれども、そのほかに通常紙と書かれているリサイクルマークがあるものは資源ごみとして排出できるものだと考えますが、実際には、記載されているものには新聞、雑誌、チラシ、段ボール等しか書かれていないので、例えば細かいお菓子の箱とか、紙って書かれてもそういったものは埋立てごみの中に入っていることがほとんどなのではないかと考えます。

そういったものも含め、やはり周知の仕方ですとかもう一度ごみの出し方というのを村としても全体にお知らせしていく、そしてそういったものを事業者さんにも、しっかり告知していくということが必要かと考えますが、もう一度そういったことに対して今後どのように考えられるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 広域分担処理計画の基本的には資源ごみを増やして埋立てごみを減らしたいという焼却ごみ含めてそういったことからこういった、それぞれ広域で分担することがどう進めるべきかということを、計画立てたものと思っております。

この間、住民懇談会にも行きますと、ごみのお話があり、例えば、ポテトチップスの袋中に油、食べかすが残っているけど、どれぐらい洗って、乾かして出したらいいんだと、ただ資源を受け取るほうが、ここまでだった

らしいよというのがわかんない。そういった小さなことの疑問というんですかね。こういったのが、村の冊子では分かり分かりづらいよ。というようなお話しも聞いております。

そういった意味では、どこまで細かくこうそれを作って、逆に言うとそれを処理する人たちが、細かく書いた分厚いものを探してみるのかってということもありますし、どういうふうに分かりやすく、分別できる、ごみ処理ができる方法があるのかというの、具体的にまだ持ち合わせていませんけども、やはりここは、多くの人が分かるようなものをつくっていくってということが大事なのかなと。

たまたま富良野市は資源ごみ主体ですので、そういった周知の仕方も含めて、そういったものを勉強しながら、やっぱり周知をしかりできて、事業者にも協力していただけるようにやりたいと、しなければならぬというふうに考えていますので、なかなか1回で処理できないかもしれませんが、これは根強く活動としてやりながら、それが地域に根づくようにしていくという努力をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） これから冊子であったりリーフレット等であったりといったもので、改善はされていくものとは考えますが、ただ村長もおっしゃったように文面では分からないところというのはたくさんあります。

やはりそういったところでは、担当の方だったり、直接そういった搬入される業者さんであったりがこのごみの分別の仕方についてなどの研修といいますか、ワークショップのようなものを開いていただいて、口頭で説明いただくほうがより住民にも伝わると思いますが、そういった考えがないかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 過去に少しやってみた経過がありますけども、やはり今議員言われるように、そういったものを粘り強く、事あるごとに説明会なり、そういったものやって理解をいただくというのは、一番効果があるようなことなのかなというふうに思いますので、ちょっと内部で検討はさせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 最後に1点確認をさせていただきます。

こちら第三次富良野生活圏一般廃棄物ごみに書かれている、占冠村のごみ排出量の実績というのが令和3年までの5年間で掲載されています。そのあと、今後の予測数値というのが、これをもとに、令和4年度以降どう推移していきます、人口減少で減っていきますという表が作られているかと思いますが、ごみ排出量と実際に令和4年度で回収したごみの量を比べてもやはり令和4年度のごみの量は先ほども51パーセントでというお話がありました。ということは、数値が目測の数値だったということと、実数値で大分差ができているのではないかと考えます。

そうすると、この計画表にある数値というの、もう少し減らした数値で作っていくべきではないかと考えますが、そういった検討はなされるのか、伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 第三次の処理基本計画が5年2月から、5年間の計画になってよほどの数値が大きく変われば、見直し計画もあると思いますけれども、現段階ではそういう話が出ておりませんので基本的には、計画に沿ってやって実績との比較になってくるのかなというふうには思っています。

御心配の実際の数数量は、目測の量と現測定値との差があるから、それをもって埋める計画をしっかりとつくと駄目だという疑念については、了解しましたので、いずれにしても広域計画の見直しもこれからありますので、そういった議論をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（児玉眞澄君） これで4番下川園子君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて6番小林潤君。

○6番（小林潤君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問をいたします。まず1点目です。

公契約条例の制定についてでございます。

この公契約条例の制定については、直近では2021年3月定例会で、一般質問が行われています。村長は、このときの答弁で公契約学習会へ参加し職員の法務知識の向上に努め、占冠村の身の丈に合った実効性のある公契約のルールを検討していきますと答弁しております。

2023年12月から2年9か月経過しているんですけども、そのときの答弁からどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員の質問にお答えをいたします。

公契約条例については、国や地方自治体が締結する公契約に関し、基本理念や基本的事項等を定め、公共サービスの質の確保、地域経済の発展、住民福祉の向上、持続可能な社会の実現などを目的する条例であります。

理念型や賃金条項型など各自治体によりその目的や内容は異なることから、先行自治体の例も参考にしながら、本村にマッチした条例を検討するとしておりました。

道内における公契約の学習会につきまして

は、新型コロナウイルス感染症の流行もあり、ここ数年ほぼ開催されていない状況であったと認識をしております。

5類に移行したことに伴いまして、今後においては、学習会等も再開されるものと思っておりますので、これらの学習会等への職員等を派遣し、情報収集と知識の蓄積を再開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） コロナの関係でなかなか研修会も開けなく、職員も派遣でできなかったということです。

村長答弁の中でこの公契約の種類といいですか、一般的には賃金条項型といいまして、最低賃金はこれだけの賃金以上で、労働者は働いてくださいという賃金の条項が入ったものと、あと村長も言っていました、その理念型ということで、労働環境の整備ですとか、そういう働く人が働きやすい環境であるという、その二つがあるというふうに理解をしております。

一般的な公契約条例というのは賃金型って言われているもので、公契約の相手方と民間企業に対して、今言いました一定基準以上の賃金を労働者に支払うことが義務づけられております。これが賃金条項型でございます。

この目的は、公正な強制競争を確保し、労働者にしわ寄せが来るような不当な価格競争を防ぐ。もう一つが公正な労働契約を実現し公共事業でのワーキングプアの発生を防ぐ。

それと3点目ですけども、民間に委託する公共サービスの質を確保するという3点の目的があります。この公契約条例を結ぶことによって、労働者をはじめ公契約者にかかる全ての当事者にメリットがあるということも言われております。

参考までに、労働者と事業者にとってメリットがあるんですけども、労働者にとってのメリットとして、契約の相手方となる事業者に対し、労働者に一定基準以上の賃金を支払うよう義務づけておりますので、これが遵守されることで、労働者の生活は安定し、結果的に質の高い労働にもつながるということです。

それから、事業者にとってのメリットです。事業者にとっては、公契約条例はある意味、賃金を高める設定ということで負担を強いるものです。

しかし、労働者の賃金を一定水準以上に保つことは、優秀な人材の確保や後継者不足の解消につながり、さらに従業員が質の高い労働を提供することで、企業としての信頼確保にもつながります。ということが、挙げられております。

今私が説明した中で、村の契約条例の関係は、これからまた研鑽を積んで、より良いものを作っていきたいというのはお考えだと思いますけども、今の私の説明聞いて公契約条例の中身っていうのは、村長はどのように感じられたか、お伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 公契約条例の背景については議員いろいろと、御教示をしたとおりでありますけども、当時、企業間の価格競争が激化して落札額の低下が進んだという状況の中で、サービスの質の低下やそこで働く労働者がワーキングプアとなる労働条件の悪化が見られるなどの悪循環が起きていたという環境の中でこういった公契約条例が進んできたというふうに思っています。

全国的に見ると、まだ1,700自治体のうち、80ぐらいというふうには聞いておりますけども、いずれにしても自治体にとってもしっか

り積算をしてしっかり委託料なり工事費なり対価を払うと。一方で企業側はしっかり働いている人にはしっかり払うというそのいい循環を作る条例になるよう、やはり村としても、こういった内容がいいのかも含めて、検討はこれからも進めさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 会計年度任用職員の手当についてでございます。

令和2年4月に会計年度任用職員制度の導入により期末手当の支給は可能となりましたが地方自治法や総務省通知により勤勉手当を支給することができませんでした。

村の会計年度任用職員の手当については、期末手当のみで6月期1.275月、12月期1.275月となっています。

今年の人事院勧告では手当だけを見ると0.1月増となっております。

地方自治法の一部を改正する令和5年法律19号で国の取り扱いとの均衡の観点から、3年くらい前から国の非常勤職員は勤勉手当が出ていました。そのため自治体の非常に会計年度任用職員にも勤勉手当を出されたという意味です。会計年度任用職員についても勤勉手当を支給できることが示されました。

この改正法は、令和6年4月1日から施行ですが、現在、期末手当のみの支給である会計年度任用職員にも新年度から勤勉手当も支給されとの理解でよろしいのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 勤勉手当についての御質問であります。

これは議員御認識のとおり、令和6年度より会計年度任用職員についても、勤勉手当が支給可能となりましたので、会計年度任用職

員の処遇改善のためにも、現在の期末手当に加えて勤勉手当の支給についても検討をしております。しかしながら勤勉手当の支給月数については、総務省の事務処理マニュアル等にあるように、常勤職員と同等にした同率にした場合、相当額の負担増が見込まれることから、勤勉手当の支給については、今後の国の交付税措置等の状況を考慮しつつ判断をする予定でございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 今答弁されたんですけども、これは令和5年6月9日付けで発出になっています総務省自治行政局の公務員部長から発せられてる通知なのですけども、これでは今、村長答弁されたように、ここで会計年度任用職員に対する国の非常勤職員の取り扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を、可能とするものであるということで、村長の答弁と同じです。

それから、通知の中に勤勉手当を支給するにあたって、単に財政上の制約のみを理由として勤勉手当の支給について抑制を図ることや新たに勤勉手当を支給する一方で、基本給報酬や期末手当について抑制を図ることは、改正法の趣旨に合わないものであるということで今、村長の答弁の中で期末手当も職員の支給率に準じる。それに沿いたいっていうような、答弁だったように聞きましたけども、最後に言われた財源措置が確実に担保されれば、会計年度任用職員についても勤勉手当、職員に準ずる形に支給したいという考えでよろしいか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 財政措置が国としてやると言われておりますけれども、この内容

が現状見えない。実際に、交付税算定を受けて実績を見ないと、現状は分からない状況でありますので、勤勉手当は支給する考えであるということで、理解をいただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 勤勉手当の関係で了解いたしました。

宿泊税の税率についてでございます。

私はこの間一般質問で宿泊税導入に向けた制度設計について、質問をしてきました。

9月以降、コロナ禍前に宿泊税の導入を予定していた自治体も税率の議論が活発になってきました。新聞報道では、函館市は市徴収分150円、道分を50円との割合で想定していましたが、道の段階的定額制宿泊料金により異なるの導入案を示したため、函館市の従来案の導入は難しいと判断し、新たな案については、道との協議を踏まえ検討したいと結論を出しました。また、道内で唯一、宿泊税導入済みの倶知安町は、宿泊料金の2パーセントの定率制をとっていますが、道の段階的定額制の導入案を受け、事業者の混乱を招かないよう、道との調整が必要と出ていました。

導入時期は、村と道は異なってもいずれ二重課税となるので、道との協議調整は必要になりますが、具体的な協議は行われているのか。また、村の税率、定額なのか定率なのかどのように考えているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 宿泊税の御質問にお答えをいたします。

北海道の仮称観光振興税の議論状況でございますが、新税の考え方のたたき台によりますと、税率は段階的定額制を検討しており1万円未満が100円、1万以上5万円未満が200円、5万円以上が500円となっております。

この課税額の設定については、懇談会においても議論になっているところでありまして、宿泊者の負担感を不安視する意見も委員の中から出ております。当初、100円一律としていた税率が一転して、段階性との案となり、税率も変わってきているものですから、本村としても慎重な検討が必要となっております。

占冠村には観光客で宿泊される方や仕事で宿泊施設を利用される方など様々いらっしゃるから、宿泊税を徴収することにより、そうした宿泊客の村外への流出が起きかねないという懸念もあり、それはどうしても防がなくてはならないというふうに考えています。

北海道との協議については、北海道の市町村意見交換間においても議論がされているほか、個別の意見交換会も行っておりまして、本村の意見を伝えているところです。

具体的な税率を現段階でお示しをするまでには至っておりませんが、これまでの検討の中では定額制が良いのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） まだ税率が決まっていけれども、定額制がいいんじゃないかということで、倶知安町では定率で2パーセントでずっとやっていると。当然、ホテルの経営者が特別徴収義務者ということになって、要は、道税は今、村長が言った1万円以上5万円未満は200円、そしてこれ倶知安町の場合は、3万円で泊まったら、3万円の2パーセントで600円で十分になりますから、私個人としても納税者、宿泊事業者のために思えば、混乱しないために道が定額制であればうちの村も定額制のほうが納税者にとっては助かるのかなという気はいたします。

今、村長の答弁の中で税率は定額制という

ことしかお伺いできなかったんですけども、2番目の問いはですね。税率を想定しているのであれば宿泊者の入り込みがどれくらいあって、納税額どれくらい納税され目的税を聞こうと思ったんですけども、税率のほうはまだ決まっていけないようなので、この質問にはまだお答えは少し無理でしょうか。

答えられる限りでよろしいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 先ほどもお話をさせていただきましたが現段階で税率制は考えていないということでもあります。したがって納税額もお示しすることはできないと思っております。今後この定額制においても免税店とか、いろいろと検討を進めて、できれば議員の皆様にお示しをしたいというふうに思っておりますが、具体的にそのときに若干遅れているということもあります。

また具体的な人についても検討を進めておりますけど、国内有数のリゾート地として、発展していくことを目指して、地域の魅力を高めるとともに、持続可能な観光振興を図る施策に要する費用に、充当するというところで協議をさせていただこうと思っておりますけれども、具体的には、老朽施設の改修や宿泊者の増加によるごみ処理対策を含む環境対策、あるいは観光客を呼び込むための地域公共サービスの向上など、いろいろな用途が考えられます。

この辺についても総務省としっかり協議をし、制度導入へつなげていきたいというふうに、考えておりました。

また今日、宿泊税について、様々な課題、方向性等、北海道との意見調整含めて、解決する課題が、私が想定していた以上にありましてスケジュール感もこういった背景のもと若干遅れているということに対しても、御理

解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤君の一般質問を終わります。ここで2時10分まで休憩します。

休憩 午後1時58分

再開 午後2時10分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

続いて、3番、細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 大きく二つ質問させていただきます。

富良野線村営バス購入納期遅延事案について、村営バス富良野線は、占冠村における交通の要として住民の通院、通学、買物等の役割を担っています。

平成21年導入後13年が経過したバスの維持管理費増加に対応すべく、占冠村議会は令和4年6月定例会において新たなバスの購入を議決しました。

その後、令和4年12月1日納車期限とする媒介契約が締結され、令和5年4月25日に購入代金が支払われております。

その後納入されていない状況であり、春の総務産業常任委員会の所管調査においても実車確認がされないまま書面調査となりました。

その際、担当課長から納期遅延があり、7月納車と報告があったが納車されず、その後、10月30日の決算特別委員会では、11月30日までに納車される予定と説明されていましたが、納車されたのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員の御質問にお答えをいたします。

村営バスの購入についてでありますけれども、御質問の納車につきましては、11月30日納車予定でありましたけれども、12月12日に

納車となっております。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 12月12日に納車ということですが、現在運行しているんですか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現在は運行しておりませんが、近く運行予定で準備を進めております。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 現在、納車されたが運行してないと、運行してない理由を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 運行するための最終チェックを料金、料金箱も含めて、やっているという状況でございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 次の質問に入ります。

議決前に私はなぜ今回の納入業者の選定になったのか。それから各議員からもバス使用に関してバリアフリー対応なのか。どのような様々な質疑、議論され、議会として、購入に議決することにコンセンサスをとりましたが、今事案に対し、このままでは村民からとても理解を得られる状態にないと思います。

当初、令和4年12月1日納期予定が再三納期遅延され、さらに納期も不明のまま、令和5年4月25日会計処理、支払いされています。

やっと納車された状況ですが、3月30日に担当者で立会の下、検定が行われ回収すべき不備があったにもかかわらず、検定合格検定終了した理由から現在までの経緯、経過状況を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 車納車に関わる経過の御質問であります。

令和5年3月30日に旭川陸運支局で、自動

車登録がなされたことを受け、北海道ふそう旭川支店三菱ふそうトラックバス株式会社内で検定をしております。

その際に契約書の乗車定員が20人であったことに対し、車検証に記載された乗車定員が19人であったことから、契約書との相互を指摘し、速やかに20人乗りへの対応を依頼したところ、大きな作業とはならないとのことで、4月中旬には作業を終え下旬までには納車できると説明を受けました。

一度現車を確認したこと及び作業も時間を要さない、との理由により検定を終了しております。

本件では、財源確保の見地から一定期間内に一度納品がなされている必要があり、地方自治法施行令において契約の目的物の給付の完了後に取り替え補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されるときは、規定による検査の一部を省略することができる旨、定められております。

本件では契約書第11項において、導入後においても物品の修理取り替えを担保する旨が定められているため、納入後においても物品等の修理等が可能であることから、検査には合格したものとし、不足分については納入後の追加により対応することとしています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） この支払いについてですけれども、今説明を受けましたが、当時なかなか判断が難しかったと思うんですけども、遅延続きでもあり、まず納車を確認してから支払うべきだったんじゃないですか。また、このような状況であれば、例えば事後繰り越しの手続で納車後に支払いを可能であったのではないかと、考えられなかったのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われる対処方法につきましては、いろいろあったかと思えます。

ただ乗車人数変更作業に関しましては、専門的な知識を有する委託業者の言葉を信じ、作業を依頼しています。

結果として、その他作業が生じ納車が遅れたことは大変遺憾に感じております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 当初の納期契約から1年を超える再三の納入業者の不手際だったので契約の解除、または契約書にあるような違約金の発生は考えていないのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 納期の遅延については、その旨の正当な理由がありましたので、契約解除あるいは違約金を徴収することは考えておりません。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 支払いから7か月過ぎています。契約書の違約金ですけども、1日に1000分の1を支払うというふうになっていますが、7か月分ということになると、もうかなりの額になります。

この辺を一度どう考えているのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 遅延によるバスの運行につきましては、当事業者から代替バス等の提供を受けて、それらの運行について、御協力をいただきました。そういったことをもって、違約金こういったものの検討はしておりません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 今回の事案は発注者、納入業者どちらに問題があるとお考えですか。

私は双方と感じます。特に発注者側村の納入業者の再三の不手際、発注側の対応として行動がなされていません。

発注者側として、担当者も含め先読み改善行動がなされていないように感じます。それから、主体的な行動もとっていないんじゃないかというふうに感じます。

このような状況では、本当に村民は理解を、村民の理解を得ることができないと思います。考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 私も経過を見るときに、どちらがどうという判断は難しい環境にあったなというふうには思いますけども、しっかりした情報提供と、しっかりした協議がなされていれば、もう少しスムーズな対応があったのかなというふうには感じているところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 最後に、もう一度お聞きします。私が事案とした理由ですけども、事案等は事件、事故につながるような重大な事柄であります。今回の事案を引き起こす本質的要因はどこにあったのか、一連の村長の総括的思考を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 会計上の不適切な処理であるとの御指摘を受け、決算特別委員会においても審議され御指摘された内容については、疑念を持たれることも理解をしております。

私としては、現車を確認し、自動車登録がなされ、納品されることが見込まれることをもって、決裁をし、法的に処理可能な範囲と

判断したところです。

様々な要因があったとしても納品されなかったことは、私としても大変遺憾でありまして責任を感じているところであります。

事業者についても幹部とお会いをし、少なくとも日本の中でもトップランナーであるメーカーがこうした事態を招くことは、業界全体への信頼を失うものであると、いうふうに申し上げました。また、処理に当たっては情報の伝達と処理内容の報告が後手になっており、改善することを要望いたしました。

住民のみなさんには、公共交通の要である村営バスの利用について、御不便をおかけしたことを大変申し訳なく思っております。

今後こうした事案を招かないよう努力をしてまいりたいと考えています。

よろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 今回の村営バス納期遅延事案は住民の様々な役割を担う貴重な交通機関であり、重大な事案でもあります。しっかりと振り返り、反省し各課及び担当課及び各所の体質、行動力の改善を求めます。

外国人向け相談窓口設置をということで、窓口の設置、また関係しますホームページ等についても質問させていただきたいと思います。

現在のホームページ、村の多言語ホームページは自動翻訳で確認をしましたが、及び周知案内、回覧文書等を含む、また庁舎内組織の役割分担等には、英語表記、多言語表記がないなど国際リゾート地でもある占冠村の外国人にとっては不親切な状況にあります。また、外国人により、様々な問い合わせ性疑問には相談する外国人も対応する村職員も多岐にわたる質問、疑問、問い合わせに対し専門用語など言葉の壁もあり、コミュニケーションが

難しく対応する職員も双方とも困惑している状況を見聞しますが、国際リゾート地として増える外国人に対応する住民サービスとして、相談員の配置及び窓口設置が必要と思いますが、そのような対応は考えないか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 外国人に対する対応についての御質問であります。外国人に対する役場の窓口業務につきましては、自動翻訳機等をフル活用することにより外国語の得意不得意にかかわらず、担当職員が直接対応することが必要であり、それが可能となるような窓口業務における必要な自動翻訳機を購入して、対応しているところです。

一方、役場業務以外の相談につきましては、電気、ガスの申込みに始まり、就労ビザの取得方法から、就職先のあっせんなどに至るまで、相談内容は実に多種多様でございます。

このように真摯に対応し、責任あるアドバイスを行うためには、非常に高度なスキルと高い人間性が必要であり、そのような人材を確保し維持することは非常に困難と言わざるを得ません。

現状、外国人対応の相談員を配置することは難しいというふうに考えておりますが、1月27日に、北海道外国人相談センター移動相談会をトマムコミュニティーセンターで開催する予定としているほか、外国人対応に関するオンラインセミナーの受講を予定しております。

また最近では、自治体窓口でも活用しやすい外国人とのコミュニケーションツールも増えてまいりましたので、それらの活用についても検討してまいります。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 今、村長の答弁にあっ

たように、相談員相談窓口を設定するとしても人材育成、人件費多岐にわたる問い合わせに対する能力ややっぱり必要だと思います。それにはかなりの時間もかかると思うんですが、ただそれを補うのは今まで希薄であった各課の横断的な、横串的な柔軟な対応姿勢が必要だと考えますが、この辺の対応はいかがお考えでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状窓口対応につきましても、できるだけ担当者が対応するようということで先ほど申し上げたとおり、自動翻訳機等を各窓口に設置するよう指示をしておりますが、どうしても多言語になりますと難しい面もあります。会話も得意不得意の職員もおりますので、得意な人に頼りがち的な面も現状として伺いますので、横の連携も含めて、そういったことがどこまで可能なのか、窓口1か所で全部終われるようなシステムがいいのか、それともそれぞれがいいのかということも含めて、いろいろ考えられると思うんですが、限られた人数でやっていますので、それが即できるかというとなかなか難しい環境にあるということも御理解をいただきたいなと思います。

いずれにしても、この間クラブネットに行きますと外国人で38か国の方が来ているというように伺いました。そういった中でやはり役場として、どこまで対応できるか含めて、検討が必要なかなあというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 先ほど言いましたけれども、外国人からの質問、疑問、問い合わせというものもありますけれども、それに対応するやっぱり職員がかなり負担になったり言葉的

にどうか分かりませんが、疲弊してしまったりする可能性があると思いますので、ある程度の道筋というか、そういったものは窓口設置までいかないまでにしても、庁内で検討して整理しておくべきだと思います。

次の質問ですが、生活インフラに関する生活基盤となる事項、回覧文書等の英語表記、多言語表記です。

ホームページも含め必要な時期に来ていると考えますが、今後の対応策先ほども自動翻訳機の話が出ていましたけれども、自動翻訳機のレベルにもよりますけれども、時として不親切であったりそれから乱暴的な言い回しだったり、誤解を招く内容に変換されることがありますので、そういったことも注意をしながら生活インフラ、生活基盤に関する、英語表記等の対応策など、伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員言われるとおり、最近外国人の転入も増え、外国人対応の必要性についても感じる場面が増えてまいりました。

村のホームページについては、完璧な翻訳とまではなりませんが、グーグル翻訳機能を活用し、英語、中国語に対応をしております。

ホームページについては、その他の言語についても対応する準備を進めているほか、今後、印刷物などの更新も出てまいりますので、外国人対応も念頭に置きながら、進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 先進地と言っていいかどうか分かりませんが、ニセコですとか倶知安のホームページも見たら、ネイティブな方が作ったんでしょう。すばらしい内容できております。ごみ対応だとか、そういう細

かいところも、そういったところを参考にしながら、そういったことを対応していただきたいと思います。

また、今後人口減少担い手不足で、観光業だけでなく様々な業種で外国人、移住者、労働者が貴重な担い手、働き手となっていくと感じています。ニセコ町などでは、消防団何かも外国人が入っていると、本村も今回、消防団の定員50人から40人に下げて、それでもマイナスだということ、今後はそういった外国人対応、外国人に入団していただくということも、必要になってくるかと思っています。

また、村長が執行方針でも示していますが、生まれてよかった育ててよかった、暮らしてよかった、住み続けたい、村民向けの言葉と同様にですね、外国人へも占冠村に住みたい、働きたい、子育てしたい、それをやっぱり日本人と同等の環境づくりが重要と考えていますが、その辺のお考えをお聞きして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠村先般も、アスペン市との交流をして32年、住民のみなさんも地域に外国人がいても、違和感なくお付き合いができるその風土というか、環境そういったものが育ってきたというふうに考えています。

現状、保育所、学校においても、外国人のお子さんが入園入学されても、一緒にいる日本のお子さんたちと、うまく交流をしながらお付き合いをしている姿も、拝見をしています。そういった意味では、外国人だからとか、分け隔てがあるわけではありませんので、その方々も占冠村に住める環境というのは、差別なく、しっかりやっていくことが自治体として責務だと思っていますから、様々な障害はあることは承知しておりますけども、そう

いったものを乗り越えながら、住民のみなさんとも御相談しながら、そういった環境を作っていきたいというふうに思っています。

現状でいいますと、占冠村の住民登録の300人以上は外国人ですから、そういったことからしっかり対応していきたいというふうに、考えているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） 続いて、5番、藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 介護福祉の行政取り組みについてということで、事前に通告しております。その中で、先ほどの議員のほうから、2名の方からそれぞれ『とま〜る』等については十分、社協も含めたやりとりについて取り組みについて、村長のほうのお話ありましたのでそちらの話は十分お聞きしました。

そこで、私としてお聞きしたいのが、当然村における取り組みとして『とま〜る』等々活用し取り組んでいるわけですが、さらに介護度が上がり、どうしても村の中では対応し切れないというものは村外に出て、介護グループホームにお願いするという流れになるかと思うんですが、しかし先ほどからのお話のとおり、社会的な問題があり、人手不足等々の問題から、なかなか希望通り入居できず困ってるというのが日本全国的な課題となっているのは承知しております。

そこで、当村の村民の方で、現在介護施設の入所待ちされている、入所待ち待機者で大体何名おられるのか。

そしてまたそういった方々に対しての今後の見通しと村としての支援策、どんな手を行っているのかについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。

介護施設の入所待ちの現状であります、当村地域包括支援センターでの把握状況でありますけれども、現在入所待ちが1件と把握しております。

入所待ち1名の現在の様子であります、現在は富良野老人保健施設に一時入所しております、自宅にいるわけではありません。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 現在の状況を1件で老健さんのほうに村としてお話し、お願いしているという状況で、これが5件10件、場合によってはこれからそういったことも起きるか、と当然予測されますけれども、そういった場合の支援策、要するに家族の方また御本人の方、家族の方もいきなりということにならないけれども、2名になり、3名になりということは十分予測されます。そのときに、それぞれ当該者の方が、孤立することになるようなことはないのか、施策について伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 介護施設入所待ちの中で待機者が増加したら、村としてどういった支援をするのかということでもありますけれども、介護度が上がって自宅での生活が困難になった場合は、『とま〜る』の利用であったり、老人保健施設の一時入所、病気がある場合は医療機関との協力等、待機者や家族が困らないように、柔軟に支援を行いたいというふうには考えております。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 今の質問については孤立させない施策は十分対応できるように考えているよということなので、次の質問です。

『とま〜る』関連の社協も含めた、やりと

りについては十分先ほどお話聞いております。福祉介護関連の話になるかと思うんですが、一方の柱として、100歳までピンピンというようなことで村としても当然、そういった重要な取り組みがあるかと思しますので、そちらの部分の取り組み策について村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村の介護支援ですが、『とま〜る』を中心に高齢者の在宅期間を長くきめ細かくフォローできるよう取り組んでおります。

基本的には、通いを中心としながら、利用者のニーズに合わせ泊まり訪問のサービスを柔軟に提供しております。

またファミリーサポート占冠への委託事業になりますが、見守りサービスも実施をしており、高齢者の日常の様子や話し相手など、健康確認も行っております。

今後におきましては、現状も取り組んでいるところですが、元気でいる期間なるべく長くできるような取り組みを行わなければならないと思っております。その一つに手仕事カフェとかお元気さんクラブといったような、内容の事業も実施をしているという状況であります。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） ふるさと納税の見込みについて伺いたいと思います。三つに分けてお聞きますが、令和5年度のふるさと納税の見込み内容について村長のお考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税についての御質問にお答えをしたいと思います。

令和5年度のふるさと納税の見込みについてでございますけれども、本議会において令

和5年度の占冠一般会計補正予算第5号の承認について上程をさせていただいておりますが、当初予算1,500万円の予算額に対して、3,000万円を増額して4,500万円を見込んでおります。

主な増額要因といたしましては、本年9月に新たに返礼品に加えました星野リゾートトマムの宿泊ギフト券を求める寄附が大幅に伸びたことによるものです。ふるさと納税については、例年11月、12月に寄附額が大きく伸びる時期となっております、10月末現在の寄附実績が2,678万5,000円。11月に874万8,000円の寄附をいただきまして、11月末現在の実績では3,553万3,000円となっております。

また今のところ雪は少ないということで、ウィンターシーズンを迎えてトマムスキー場のレギュラーシーズン券やリフト、ゴンドラ1日券を求める寄附も今後を見込んでいますことから、さらなる寄附に期待をしているところであります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 4,500万予測しているということで非常にいい話ですが、今、主に星野リゾートトマムというような話でしたが、同じリゾートの中にクラブメッドさんがあり、そちら関連での何かふるさと納税というのはありますか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 藤岡議員の御質問にお答えをいたします。先ほど村長の答弁のほうからも、星野リゾートの宿泊ギフトが大幅に伸びたという説明をさせていただきました。それに加えて楽天トラベルの宿泊ギフトのほうも新たな返礼品に加えておりまして、そちらのほうではクラブベッドの返礼品

も、クラブメッド宿泊ギフトも返礼品に加わっているという状況となっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 今年度の予想外の大幅な伸び代から納税額が増えるわけなんです、活用方法について村長としてどのように考えているかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税の寄附金につきましては、申し込む段階で、豊かな森林資源を活用した林業の振興に向けた取り組み、それから地域の特徴を生かした農業の振興に向けた取り組み、それから安心して暮らせる村であるための福祉の増進に向けた取り組み、それから大自然の恵みの保全と活用を推進する環境保全と観光の振興に向けた取り組み、その他として使い道は指定しないという項目を設けて寄附者に選択をしていただきまして活用することとしております。

当該年度の寄附金は、寄附者が選択した特定目的基金に積立てをしております次年度以降、目的に沿った事業に活用をしております。具体的には、小規模多機能居宅介護施設の運営、あるいは観光情報の発信と特産物等のPR、あるいは広島平和体験学習事業、保育所の運営性や子育て環境の整備、新規就農者の支援事業、メープルシロップの製造や森林整備事業等々を財源を充当して活用をさせていただきます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 企業版ふるさと納税、こちらについては簡単なもんじゃないということは、年度初めから再三村長との会話の中でも聞きしております。しかしながら、推進策、当然持っておられると思いますので、そ

の状況について伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 企業版ふるさと納税の取り組み等の御質問であります。

企業版ふるさと納税制度は新たな民間企業の民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取り組みを進化させることを目的としてスタートをしておりますが、法人が本村の取り組みの趣旨に賛同した結果として、寄附金が行われる仕組みにしていかなければなりません。

ポイントは、企業へのアプローチをどのようにしていくかであると考えておりまして、現在本村と地域包括連携協定を結んでいる事業体と、寄附企業とのマッチング支援について協議を進めております。この包括連携協定に基づいて、マッチングする企業が応募が出てくることを期待をしておりますけれども、事業内容等を含めてこれからという状況であります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） マッチング支援、企業をこれからということなんですが、村長として、令和6年に向けて目標が1社なのか2社なのか、その辺もしありましたらお聞かせください。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 今申し上げたとおり包括連携協定を結んだ事業者からのあっせんになりますので、それがうちの事業内容とその企業が考え方がマッチするか、それはやってみなくては、わかんないんで、希望としては1件でも2件でもそういった事業があればやってみたいというふうには考えています。まだスタート段階ですので、何とも言えない環境にありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） ゼロカーボンの見える化について、三つに分けてお伺いします。

村として、ゼロカーボンアクションプラン、村民に向けて既に周知済みです。そこで、その結果どのような効果が出ている、あったのかと感じておられるのか、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） このゼロカーボンにつきましては、国において2050年カーボンニュートラルを宣言し、気候変動対策や脱炭素社会の実現に向けて様々な取り組みを進めています。

本村においても、私たちが日頃享受している豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため村民一人一人、事業者、行政が環境に負荷がかからない暮らしを考え、行動を起こすことが必要との思いから、昨年6月にゼロカーボンシティ占冠を宣言いたしました。

その際、まずできることからスモールスタートを切っていきたいという考えから、ゼロカーボン占冠アクションを作成して、村民のみな様に周知したところであります。

宣言後こういった効果についての御質問ですが、宣言以降ゼロカーボン占冠アクションのほか村広報において村のごみ事情の特集記事や4コマ漫画による若年層からの機運の醸成、またCS議会でもゼロカーボンを意識した廃棄物処理についてをテーマに据えていただいたり、ふるさと教育推進事業では、SDGsや地球温暖化についての授業を行っております。

さらに、森林に親しむことで環境に配慮した考えや行動を促し、脱炭素社会に向けた村民の意識の醸成を図る目的で開催しました、占冠村120年記念植樹には約80名の参加があ

り、多くの子供たちも参加してくれました。

具体的に目立った行動ではないかもしれませんが、これらできるところから積み上げる中からそういったものを大きくしていくということが大事なのかなというふうに思っていますし、物価高騰も相まって、エネルギーの節約など、脱炭素に対する意識はまだまだ高まっていると考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） スモールスタートということでまず最初に、村民の方々に意識づけが最初に仕事だということでそれはスタートとして、様々な方策によりできてるだろうというようなお話だったと思います。

そこで、プランの第2弾として2050年に向けてのタイムスケジュール。2050年というとはるか先のように感じはしますが、終わってみればあつという間はよくある話ですから、5年刻み10年刻みというようなスパンでもって、タイムスケジュールが要ると。具体的にそれまでに何をするか、それをやるためには具体的に何をしてもらいたい、何ってというのは最初のスモールスタートのところでの項目は、提示されているかと思うんですが、具体的にそれに達成するためにある程度、数値化されたものもあれば、このぐらいの取り組みしてくれるとこのぐらいのカーボン減らす取り組みができる、というようなものをある程度村民に向けて周知することがより効果的かと私は思います。村長の考えいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ゼロカーボンの計画の数値化ということであります。

最近、北海道の夏も異常と言われるほど暑くて少し前までは考えにも及ばなかった。

自宅へのエアコン設置が本村でも増えてまいりました。

地球温暖化というワードを見聞きするようになってから久しいんですけども、最近では豪雨による土砂災害、それから水害の増加、農作物の不況、漁獲量の変化、動植物など生態系の変化を身近に感じて他人事から自分ごとになって変わってまいりました。

議員言われるとおり、数値化による見える化は、脱炭素社会に向けて有効であるというふうに考えておりまして、国や北海道においても家庭のCO2排出量の見える化アプリの開発が進められています。

本村としては、まだ手をつけられていない実態もございますが、現在富良野沿線市町村において担当者会議を開催し、情報収集に努めているほかゼロカーボンの取り組みは、多岐にわたることからこれらを支援し新年度予算において職員旅費を確保し各課の主体的な取り組みを進めることとしております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） カーボンクレジットこれは本村において、もしあればこれの実績、またどのように活用されているのか、お聞かせ頂きたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ジェイクレジットの実績でございますが、湯の沢温泉への木質バイオマス推進モデル事業、それから『とま〜る』への地中熱ヒートポンプ導入事業、占冠保育所への木質バイオマスボイラー導入事業で合計400炭素トン、湯の沢が216炭素トン、『とま〜る』が65炭素トン、それから占冠保育所が119炭素トンで合計400炭素トンとなります。これらのクレジット認証を受けております。

平成28年度から累計で164炭素トンの販売で、29万4,734円の提供金額がありましたが、そのうち13万4,675円が、東日本大震災復興支援寄附となりまして本村への支払いは16万59円となっております。

認証を受けたクレジットは、ふるさと納税返礼品や湯の沢温泉への宿泊、ふるさと祭りや紅葉まつりの開催に伴い排出される二酸化炭素をオフセットとしております。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 小、中学校教室へのエアコン設置関連の質問であります。

三つほど質問させていただきますが、いきなりエアコンのお話の前にもう1本の柱であります暑さ対策として学校でにおける夏休みの期間延長について大変有効ということで様々なところで声を聞きます。そちらについて私も大変有効な策ではないかなと思います。教育長の考えをお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 答えいたします。

夏休み期間の延長に関しましては北海道立学校が地域の気候変動に応じ、柔軟な学校運営を行うために休業日に関する規定というものを改正しております。

本村におきまして、今期の猛暑を受けまして、道立学校と同様に村立学校管理規則を改正しまして、夏季休業及び冬季休業の総日数を56日以内というふうにすること、そしてそれぞれの期間につきましては、学校長が定めるとする。改正案を教育委員会議に提出する予定で取り進めているところでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 答弁いただいた内容は多分正しいんだと思うんですが、要するに見づらい聞いてもよくわからない。要するに、

私が聞きたいのは夏休み5日増やします、3日増やすことが有効だというような話を学生、村民の方、私も含めて聞きたいので、総日数の話は御説明のとおりだと思うんですが、そちらの考えはないかという質問です。お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） このたび夏季休業、冬季休業、夏季休業の延長が主ですけれども、総日数を50日から56日6日延長できるということで規則を改正したいと考えています。

その中で夏季休業と冬季休業それぞれの期間については、今までは25日以内ということで規定をしておりましたが、このたびは夏季休業を柔軟に最大6日程度延ばせるようにということで、それぞれの事情に合わせて学校長が定めるというふうにしております。

占冠村の場合、気候的なものもございまして、夏休み期間日数の算定につきましては、学校給食の関係もございまして、富良野沿線と足並みを揃える形に大体なっておりますので、具体的に25日とするのではなく、沿線の各学校と足並みを揃え、学校長が定めるということで規定を変え進めています。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 大まかな規定だけ変えておいて、後は学校長の判断に任せるといようなニュアンスに聞こえるんだけど、教育委員会であれば、そこはびしっと「村として5日だよ。」とか出していいんじゃないですか。校長に任せてしまえばトマム学校3日だし、校長会で調節するかどうか知りませんが、中学校は4日、小学校は3日とばらばらになりませんか。校長先生に全部任したら、うちの学校は4日でもいいんじゃないか。そうじゃなくて、教育委員会だから村の方針は5日ですときちんと出せばいいんじゃないでし

ようか。私は出す義務があると思います。総括的に増やす、運用できるようにまずはする。それは何で運用できるようにするかっていうと、日にちを変え運用バンド幅伸ばしているわけで、そこでさらに何日ですと、実際札幌市でも行政サイドでプレス発表しているじゃないですか、考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） そちらの件につきましては学校経営に関しましては学校側にお任せしている部分もございますので、その中で各学校で校長会なりでお話をさせていただいております。その案を教育委員会に出していただきますので、それについて協議をして決定しているところです。それぞればらばらになるということはまずないというふうに考えていただければいいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 私の聞き方もよく、認識を相互があったようかもしれません。要するに、最終的に協議決定だよという話で分かりました。

夏休みの延長は、私は5日程度の延長が適当と思いますが教育長はおおむね何日と考えますか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 私の考えとしては、気候的なものがあると思いますので、例えばこの今回の夏ですと、世間全般が言っているような30日ですとかっていうのは妥当かなと思っておりますが、実際に気候データを見ると、夏休みの範囲を超えた8月末ですので6日延長してもその枠には入らないというふうなデータになってきますので、その辺の判断非常に難しいと思っております。

校長会等々と協議をしながら決めたいと思

っておりますが、25日から30日の間に延長してもいいのかなというふうには考えています。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 考えは分かりました。そこで例として、関東域、関西域、九州エリアは決まっています。毎年気候が違います。毎年気候の様子を見て決めるんじゃないくて、ある程度方針決めてそれで走ってみてさらにそれで不都合があればさらに検討していくというのは、私の当然取り組みべき傾向かなと思います。

そうでないと、今の給食の問題もあったけど、きちんと方針示してしまわないと、富良野市は今年4日だっていうから併せるとぶれるんです。そうじゃなくてももう夏になる前に方針をある程度決めなくては実行できません。それを気候の様子見て冷夏予想だけど暑くなったことでも当然あるわけだし、ある程度方針は早めに決め、教育長の考えは3日なら3日、4日なら4日できちっと方向を出せば、占冠村はこういう方向でいきますって言って、後の連携は上富良野、中富良野、富良野さん等々あると思いますけれども、先の方針をびしっと出せばいいんですよ。教育長、教育委員会だけじゃなくて校長先生の意見を聞くのは当然お聞きして、対応すべきかと思っておりますけど、そういう取り組みはできませんか。考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 議員おっしゃるとおり私が言ってしまうばっていうところもあるんですけども、学校に休業日を増やすということは、授業時数こちらのほうにも絡んでくる問題でございます。学校との協議を十分しなければいけないというところです。

今回この改正を受けて、校長会が開かれます。今校長会のほうでは休業日数のほうをも

んでいるところで、大体の案も出てきています。それをもってその中で協議しながら決定をしていくということで、ほぼ30日で決定するのではないかというふうに私のほうでは考えています。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 続いて二つ目の質問になります。令和6年度に向けて、村内小中学校のエアコンの設置、現在における規模計画について考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 答えいたします。エアコンの設置の規模と計画内容でございますが、現時点におきまして文部科学省の学校施設環境改善交付金というものがございまして、それを活用した空調設備の設置を計画しております。設置規模につきましては、3校で23部屋程度、南向きの夏場に特に高温になる教室に設置を計画しておりますが、今後学校とも協議をしながら、柔軟に取り進めていきたいというふうに考えています。また、道内全体で相当数のエアコンの発注が今回見込まれます。このことから設置台数の状況も見極めながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 総教室数23教室、非常に前向きな計画をされているように私は思います。6年度の計画でいって最終的に全てのところに必要かどうかは別として、主要教室に設置完了は何年との取組計画でいくかというお考えなのか、教育長のお考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 先ほど申し上げました部屋数が、今考えている主要な教室数と

いうふうに考えていただければと思っております。

それで設置に関しては、令和6年度の早い時期、夏暑くなる前までにというのが原則かなというふうに思っているんですが先ほどもお話をさせていただいたんですけれども、道内で相当数の学校が今回対応をしていくということで、機器の在庫、それから施工業者等のこともございますのでそれらの状況を見極めながら、何とか早い時期に設置できるように取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 要するに令和6年に主要教室は全部設置してしまいたいと、それで予算規模って大体教育長どのぐらい考えられますか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 現段階で申請といえますか計画で上げている事業費としては、3,000万円弱ぐらいということで考えております。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 要するに3,000万が総事業費で中身が交付金と自前の金との整合性はどうなります。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） こちらの改善交付金につきましては補助率3分の1になります。今残りもう3分の2は村費になるんですけれども、補助裏を起債でいけるかどうかというところで財源を探しているところでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで5番、藤岡幸次君の一般質問を終わります。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 一般質問最後の質問になります。御協力よろしくお願いいたします。

予防接種への助成をということで、世界中で蔓延しました新型コロナウイルス感染症3年を経過して、分類も5類ということに移行されました。

この予防接種に関しましては、国の政策によって無料で希望する方は接種できていたが来年度からは有料接種になろうとしております。また、带状疱疹にも予防接種法とテレビ等でのメディアで呼びかけています。占冠村では、予防接種に対しいろいろな接種に年齢制限はあるものの、全額無料や一部負担で接種できておりました。これからもそうあってほしいと思っています。

そこで村長に伺います。新型コロナウイルス感染症、来年度から有料接種というふうに聞いておりますが、今後のこの予防接種に関してはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員の質問にお答えをいたします。

令和6年度以降の新型コロナウイルスワクチン予防接種については、現在国で検討が進められております。国が示している基本的な考え方について申し上げますと、新型コロナワクチン接種を個人の重症化予防を目的として予防接種法のB類疾病に位置付け、65歳以上の高齢者及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方で、重症化リスクの高いものを定期接種の対象とする。

それと定期接種以外の方は、現在のインフルエンザと同様に任意接種とする。接種の時期は、秋冬に年1回の接種とする。使用するワクチンは、当面の間、毎年見直すこととし、

流行株の状況やワクチンの開発状況等を考慮して決定することとされています。

個人の発病またはその重症化を防止し、併せてワクチン接種によりその蔓延防止に資するため、住民のみな様には、接種費用の負担軽減を図っていきたいというふうに考えておりますが、住民のみな様に負担していただく接種料金については、ワクチンの価格や国の考え方が示された段階で検討をして、ワクチン接種の時期に間に合うようみな様にお示しをして進めてまいりたいというふうに考えております。

基本的には、どういう形になるか分かりませんが、助成したいということであります。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） コロナワクチンに関しては助成という回答でしたので、よろしくお願いしたいと思います。

2番目の带状疱疹予防接種への助成はできないのかお伺いしたいのですが、带状疱疹は1回かかったからもうかからないというような病気ではなく、何度もかかる病気と伺っております。

ワクチンを接種した方に聞きますと、2種類あって水痘生ワクチン、皮下注射というんでしょうか、これはそんなに高くはないんですが、村内では5,000円ぐらいで希望接種というんでしょうか、予約型で受けることが可能だということです。村外で受けた方は、もう少し高くお支払いしているというふうに聞いております。この辺が周知不足かというふうに思いました。村内で受ければ安く受けられたのという思いが先に立ちました。

もう一つの带状疱疹ワクチンっていうのがあるらしく、これは2回受けなくては行けなく、筋肉注射というんでしょうか、少し高いお値段で2回受けなくてはならないんですが、

1回目、2回目とも各2万円ずつかかるという予防接種だそうですが、これを受けるにも相当な金額が要しておりますので、この辺も何か助成があればいいなというふうに考えましたので、その辺村長としてはどのように考えているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 带状疱疹の予防接種への助成という御質問であります。

带状疱疹は、過去に水痘に罹患したものが加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し発症するものであります。日本人では、50代から発症率が高くなり、80歳までに3人に1人が発症すると言われております。治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースがあると言われております。

この带状疱疹の発症予防及び罹患後の重症化や、後遺症を防ぐためにワクチンの任意接種が認められているところであります。

これまで占冠診療所では水痘生ワクチンを使用し、1回5,000円で接種しておりまして、令和4年度に6人、令和5年度12月7日現在で16人の実績があります。

他の医療機関においては1回1万円前後になるところもあるようでございます。

国においては、带状疱疹ワクチンの予防接種法に基づく定期接種化に向けた検討が進められておりますが、制度化には至っておりません。そのため、国の助成はありません。本村におきましては、健康の保持増進と経済的負担の軽減を目的に、予算の範囲内で予防接種費用の一部助成に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 助成をしていただ

るという回答のふうに伺いましたけどもそれでよろしいでしょうか。

この助成をするに当たっては、どのような周知をしていただけるのかお伺いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 5,000円で打てるものがある事を知らない方がいらっしゃるということで周知のお話しだと思います。

これについては現状の周知は、担当のほうでさせていただきますけども、今申し上げました助成事業につきましては、こういった内容かはこれから検討させていただきますので、検討終わりましたら、内容について周知をさせていただくということにさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 昨年度からマイナンバーカードについてはいろいろな問題だとありまして、取得を急がせるための方策がいろいろあって、みなさん慌てて取得したという感じがいたします。

そこで国の政策によって推し進められますマイナンバーカード、ポイント付与という形で普及が進んだように感じられます。そこでいろんな問題が起きていて、139万件の問題発生があると、先日テレビ等で報道されておりました。そこで保険証や銀行口座と紐付け、個人名等の入力ミス等々があったように伺っておりますが、占冠村ではそういう問題がなかったのかどうか、そして村民の取得の割合はどのくらいあったのかお伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） マイナンバーカードの取得状況ということの御質問であります。

村民の取得割合でありますけども、マイナ

ンバーカードの取得状況ですが、令和5年11月30日現在では、申請件数で1,122件、申請件数率で80.49パーセントです。それで、村民が取得した件数は1,015件で交付枚数率は、72.8パーセントです。全国的な取得率を見ますと77.4パーセントということで、占冠村は全国的に見ると下の数字になっているという状況であります。申請枚数と取得枚数が違うのは、交付前に転出だとか出国だとか、交付できない枚数が90件ありまして、そういったことでの差であります。

それともう一つあるのが交付が可能であり案内しているけども、取りにきてない件数が17件、ということで申請件数から107件がそういった状況で、115件について交付しているということになります。

それから取得に対しての本村における問題点でありますけれども、占冠村ではマイナンバーカードの取得に対する問題は確認されておりません。令和5年6月頃から取上げられていましたマイナンバーカードに関わる問題として、議員を言われたマイナポイントを他人に付与された。それから希望していないのに、健康保険証と一体化された。別人の公金受取口座が紐付けられた。家族名義の口座登録をしてしまったなどが挙げられております。

これらの諸問題の主な要因は、マイナンバーカード取得後にマイナポイントの付与、健康保険証との一体化、公金に受取口座の登録などを行っていただく際に窓口申請者が集中して誤った機械操作したことにより発生したものであると思われています。

本村においては、窓口が混雑することなく、機械の操作手順を遵守して行っておりまして、問題の発生は確認されておりません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 村内の取得率はお伺いしたんですがこの1,015件の中に、保険証と紐付けされた件数はどのくらいあったか分かりますか、お伺いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 保険会社保険団体が紐付けているので紐付けたものが、村に報告がないので村は把握できない。データとしてはありません。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第4 認定第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、認定第1号、令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

本件について、決算特別委員会の報告を求めます。決算特別委員長、大谷元江君。

○決算特別委員長（大谷元江君） 令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について、令和5年10月30日から31日まで行われた。決算特別委員会での経過を説明いたします。

採決に当たっては、反対、賛成に関わる討論がそれぞれされており、賛成の方の起立は2名でした。そのため、起立のなかった委員を反対とみなし、委員長により採決し認定されております。

委員長としましては、執行された占冠村に対しこの内容を重く受け止めていただきたいと思います。

それでは、審議資料11ページをお開きください。

令和5年10月31日、占冠村議会議長、児玉眞澄様。

占冠村議会決算特別委員会委員長、大谷元江。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので占冠村議会会議規則第76条の規定により報告します。

記、1、事件の番号、令和5年第4回占冠村議会定例会認定第1号。

2、件目、令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について。

3、審査の結果、認定といたします。

以上で報告を終わります。

○議長（児玉眞澄君）これから令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の対についての件を採決します。

なおこの採決は起立によって行います。この採決に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、令和4年度占冠村一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定についての件は委員長の報告のとおり、認定とすることに決定しました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（児玉眞澄君）日程第5、承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君）それでは議案書1ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて御説明申し上げます。

本件は、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処

分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書2ページをお願いいたします。

本専決処分の内容は、ふるさと納税の増加による令和5年度占冠村一般会計補正予算第5号でございます。

歳入歳出それぞれ4,490万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,540万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により

ます。

以下、第1表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

議案書3ページをお願いいたします。

17款、1項、寄附金、3,000万円の増額。

18款、1項、繰入金、1,490万円の増額。

歳入合計4,490万円の増額でございます。

4ページをお願いいたします。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

2款、総務費、1項、総務管理費は、4,490万円の増額で、歳出合計4,490万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君）これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君）ふるさと納税が増えたということで、先ほどの一般質問においても、ふるさと納税の活用について説明がありました。

最近では、ふるさと納税に関しては返礼品

のことや節税になるというそういう話題が関心事になっておりますが、このふるさと納税の設立当初の趣旨や目的には、集めたお金を地域の新しい産業の振興に役立てるという意向と目標があったと思います。

村のメープルシロップは成功例だと思います。

ふるさと納税をいただいて地域振興のためにぜひ村発展のため役立てさせるために、何か施策の枠を作ったらどうかと思うんですが、その点に関して担当の意見を聞きたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいま木村議員の御質問にお答えをいたします。

地域の新しい産業に役立てる目標ということで、新たな地域の発展のための、新たな枠の設置をしてはどうかということでございました。

ふるさと納税この寄附金は、村のファンの方からいただいた寄附の役立ててほしい、項目に沿った施策のほうに充当をさせていただいているということでございます。その中で毎年の予算査定の中で、新年度に向けては、このふるさと納税をの基金をどういった事業に振り分けていくのかといった検討が、予算査定の中で行われて決定をしている状況でございます。

今後に起きましてメープルシロップは一つの成功例ということで、木村議員にも例えを出していただきましたが、現在新たな枠を設定してというところまでは私個人としては至っておりませんでしたけれども、そういったものも新年度予算編成時のとき検討課題として意見をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） その使用を特定されたりこの辺に使ってくれということを指定されたふるさと納税についてはいいんですけども、全くされていない、使ってくれっていうところの枠1パーセントでも2パーセントでもいいんですけど、そういう枠を作って村の発展に寄与する、そういう施策のために使えないかな思うところです。もう1回度答弁お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議員おっしゃるとおり、ふるさと納税の使い道の中で特に指定はしないといった寄附もございます。

その中のこういった枠がどれぐらいの割合になるのかは別にいたしましてもその中でそういった新たな発展なものにあてがうことができないのかという御意見でございますので、繰り返しになるかもしれませんが、そういったものも念頭に置きながら、新年度予算編成時のときに、検討をさせていただきたいということで御理解のほうよろしく願います。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから承認第1号専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、承認第1号は原案のとおり、承認されました。

◎日程第6 議案第1号から

日程第10 議案第10号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、議案第1号、占冠村行政不服審査法施行条例を制定することについての件から、日程第10号、議案第10号、占冠村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件、10件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第1号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号及び議案第8号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書11ページをお願いいたします。

議案第1号、占冠村行政不服審査法施行条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、行政不服審査法第81条第2項及び第4項の規定に基づき、占冠村行政不服審査会の設置並びにその組織及び運営に関し必要な場事項を定めるとともに、条例に基づく処分に係る審査手続及び提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関し必要な事項を定めるものでございます。

この条例の施行日は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書23ページをお願いいたします。

議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしましては、産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置について定めるものでございます。

この条例は令和6年1月1日から施行しようとするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書27ページをお願いいたします。

議案第5号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、人事院勧告に準じ本条例第5条第2項に規定する期末手当を改正しようとするものでございます。

内容は、第1条において、令和5年度12月期分を現行の100分の220から、100分の230に改めるものと、第2条において、令和6年度期末手当の6月期分及び12月期分をそれぞれ100分の225に改めようとするものでございます。

この条例の施行期日等につきましては、附則に記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第6号、特別職の職員で常勤のものの

給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件につきましても、人事院勧告に準じ、期末手当を改正するものでございます。

具体的な期末手当の改正内容につきましては、ただいま議案第5号で御説明差し上げたものと同様でございます。

施行期日等につきましても、附則に記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案書31ページをお願いいたします。

議案第7号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて御説明申し上げます。

本件も、人事院勧告に準じ、一般職の給与及び期末勤勉手当について必要な改正を行うものでございます。

第1条は、令和5年度の職員の期末手当について、12月期分を現行100分の120から、100分の125に改めるもの及び職員の勤勉手当について、12月期分を現行100分の100から100分の105に改めるものそして、再任用職員の期末勤勉手当及び一般職の給料表について所要の改正を行うものでございます。

第2条は、令和6年度の職員の期末手当について、6月期分及び12月期分を100分の112.5に改めるもの及び6月期分及び12月期分の勤勉手当を、100分の102.5に改めようとするもの。

そして、再任用職員の期末勤勉手当についても所要の改正を行うものでございます。

施行期日等につきましては、議案書の附則に記載のとおりでございます。

続きまして、議案書39ページをお願いいたします。

議案第8号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明申し上げます。

本件は、会計年度任用職員の処遇改善を図るため、会計年度任用職員の期末手当を、現行の年2.55月から、年2.60月へ改正しようとするもの及び時間額の上限等について所要の改正を行うものでございます。

本件の施行期日につきましても、附則に記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第2号、議案第3号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書17ページをお願いいたします。

議案第2号、占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例を制定することについて、提案理由の御説明を申し上げます。

上程いたします条例につきましては、総務省より人口3万人以下の市町村において、令和6年4月までに公営企業会計へ移行するよう要請があり、これは人口減少社会等の厳しさを増す経営環境を踏まえ、地方公共団体が公営企業の経営基盤の強化や、財政計画管理の向上をさらに的確に取り組むため、公営企業会計の適用を推進することとされました。

水道下水道は、住民生活に欠かせないライフラインであり将来にわたって維持していかなければならない社会資本でもございます。

また、資産の規模も大きいことから、整備や維持管理を適正に行いながら今後も安心して利用いただくためには、経営状況を把握し安定した事業運営を行うことが必要であります。

このようなことから、健全な経営を推進するための取り組みとして令和6年4月1日より簡易水道事業下水道事業に地方公営企業法の財務規定等を適用し、企業会計へ移行するための条例を制定させていただくものでございます。

附則、施行期日、第1条、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。占冠村簡易水道事業特別会計条例の廃止。第2条占冠村簡易水道事業特別会計条例は廃止する。

占冠村公共下水道事業特別会計設置条例の廃止。第3条占冠村公共下水道事業特別会計設置条例は廃止する。

以上で上程いたします議案第2号占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例を制定することについての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして議案書21ページお願いいたします。

議案第3号占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについての提案理由の説明を申し上げます。

上程いたします条例につきましては、簡易水道事業及び公共下水道事業で剰余金の処分等については、事業年度発生するため事務処理の効率化の観点から条例に定めるところにより処理し、事務処理の効率化を図るため条例を制定させていただくものでございます。

附則、施行期日第1条、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

占冠村簡易水道施設整備基金条例の廃止。第2条占冠村簡易水道施設整備基金条例は、廃止する。

以上で上程いたします議案第3号占冠村簡

易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第9号について、住民課長、伊藤敏幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書41ページをお願いいたします。

議案第9号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由の説明を申し上げます。

本件は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び標準手数料政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の改正が行われることにより、新たに開始される事務手数料等の所要の規定の整備を行うものであります。

内容は、本籍地以外の市区町村での戸籍謄本等の交付事務を追加すること。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行事務を追加し、手数料を400円と定めること。

地方本籍地以外の市区町村での除籍謄本等の交付事務を追加すること。

除籍電子証明書提供用識別符号の発行事務を追加し、手数料を700円と定めること。

電子化された届出書等情報の内容の証明書の交付事務を追加すること。

電子化された届出書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務を追加するものでございます。

施行期日は令和6年3月1日から施行するものでございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第10号については、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 議案書45ページをお願いいたします。

議案第10号、占冠村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本件は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子供子育て支援施設等の運営に関する基準及び子供子育て支援法施行規則の一部を改正する。

内閣府令により、所要の改正を行うものがあります。

内容につきましては、法律の改正に伴い引用条項の整理を行うものであります。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎日程第16 議案第11号から

日程第22 議案第17号

○議長（児玉眞澄君） 日程第16、議案第11号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第6号の件から日程第22、議案第17号、令和5年度占冠村歯科診療事業特別会計補正予算第2号の件、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第11号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書47ページをお願いいたします。

議案第11号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第6号につきまして御説明申し上げます。

令和5年度占冠村一般会計補正予算第6号

は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,550万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の変更及び廃止は、第2表、地方債補正によります。

それでは、第1表、歳入歳出予算補正により、まず説明申し上げます。

議案書48ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は1万円の増額。2項、国庫補助金、1,140万8,000円の増額でございます。

15款、道支出金、1項、道負担金は5,000円の増額。2項、道補助金は、460万円の増額でございます。

18款、1項、繰入金は5,545万2,000円の増額。

19款、1項、繰越金は9,000円の増額でございます。

20款、諸収入、5項、雑入は31万6,000円の増額でございます。

21款、1項、村債は、1,170万円の減額でございます。

歳入合計は6,010万円の増額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

議案書49ページをお願いいたします。

1款、1項、議会費は9万7,000円の増額。

2款、総務費、1項、総務管理費は13万4,000円の減額。3項、戸籍住民基本台帳費は1,004万9,000円の増額でございます。4項、選挙費、479万3,000円の減額。

3 款、民生費、1 項、社会福祉費は145万3,000円の増額。2 項、児童福祉費は156万3,000円の減額でございます。

4 款、衛生費、1 項、保健衛生費は992万8,000円の増額。

6 款、農林業費、1 項、農業費は118万3,000円の増額でございます。2 項、林業費は60万5,000円の増額。

7 款、1 項、商工費は66万4,000円の増額。

8 款、土木費、1 項、道路橋梁費は1,332万円の増額。3 項、住宅費は426万7,000円の増額。4 項、都市計画費は1,915万9,000円の増額でございます。

10 款、教育費、2 項、小学校費は198万1,000円の増額。3 項、中学校費は236万4,000円の増額。4 項、社会教育費は152万円の増額でございます。

歳出合計6,010万円の増額でございます。

続きまして、議案書50ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正につきまして御説明申し上げます。

まず、変更につきましては、過疎対策事業債、林業生産基盤整備道アリサラップ支線開設事業におきまして、限度額1,420万円のところ、補正後の額1,450万円としようとするものでございます。

廃止につきましては、緊急防災減災事業債占冠地区再編整備事業1,200万円、こちらを廃止しようとするものでございます。

以上で御説明を終わります。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第12号、議案第13号及び議案第17号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書71ページをお開き願います。

議案第12号、令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号についての提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,770万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正後の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

72ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

1 款、国民健康保険税、1 項、国民健康保険税は36万1,000円の減額。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫補助金は8,000円の増額。

4 款、道支出金、1 項、道補助金は50万円の増額。

6 款、繰越金、1 項、繰越金は45万3,000円の増額です。

73ページは歳出です。

1 款、総務費、1 項、総務管理費は10万円の増額。

2 款、保険給付費、4 項、出産育児諸費は50万円の増額です。

74ページから82ページまでは事項別明細書でございます。

続きまして、議案書83ページをお開き願います。

議案第13号、令和5年度村立診療場特別会計補正予算第2号について提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度村立診療場特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ60万円を追加し歳入歳出予算の総額を8,530万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

84ページ、第1表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

3款、道支出金、1項、道補助金は20万円の増額。

5款、1項、繰越金は40万円の増額です。

85ページ歳出は、1款、総務管理費、1項、施設管理費60万円の増額です。

86ページから89ページまでは事項別明細書でございます。

続きまして、議案書121ページをお開き願います。

議案第17号、令和5年度占冠村歯科診療事業特別会計補正予算第2号についての提案理由の御説明を申し上げます。

令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,300万円にしようとするものでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

122ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正により歳入から御説明いたします。

6款、1項、道補助金は20万円の増額です。

123ページ歳出は、1款、総務管理費、1項、施設管理費20万円の増額です。

124ページから126ページまでは事業別明細書でございます。

以上、御提案申し上げますので、御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第14号及び議案第15号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書91ページをお願いいたします。

議案第14号、令5年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,140万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,260万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

92ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

1款、使用料及び手数料、1項、使用料、50万9,000円の増額。2項、手数料、19万1,000円の増額。

3款、繰入金、1項、繰入金、1,070万円の増額。

歳入における補正額の合計は1,140万円の増額でございます。

93ページになります。

歳出について御説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費11万8,000円の増額。

2款、管理費、1項、施設管理費160万円の増額。

3款、公債費、1項、公債費、18万2,000円の増額。

5款、予備費、1項、予備費、950万円の増額でございます。

歳出の補正額の合計は1,140万円の増額でございます。

以上で、説明を終わります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

続きまして、101ページをお願いいたします。

議案第15号、令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,910万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,350万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。102ページになります。

第1表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

4款、繰入金、1項、繰入金、1,850万円の増額。

5款、繰越金、1項、繰越金、30万円の増額。

6款、諸収入、1項、雑入30万円の増額。

歳入における補正額の合計は、1,910万円の増額でございます。

103ページです。歳出について御説明いたします。

2款、管理費、1項、施設管理費、30万円の増額。

5款、予備費、1項、予備費、1,880万円の増額でございます。

歳出の補正額の合計は1,910万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） 議案第16号について

は、福祉子育て支援課長、岡崎至可君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 議案書111ページをお願いいたします。

議案第16号、令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の内容の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ240万円を増額し歳入歳出予算の総額を1億3,640万円にしようとするものです。

歳入から御説明申し上げます。

112ページをお願いいたします。

3款、款国庫支出金、2項、国庫補助金、83万円の増額。

7款、繰入金、1項、一般会計繰入金、20万円の増額。

8款、1項、繰越金、137万円の増額です。続きまして歳出です。

113ページをお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費、213万1,000円の増額。

2款、保険給付費、1項、介護サービス等諸費、15万4,000円の増額。

4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、11万5,000円の増額です。

議案書114ページから120ページは事項別明細書となっております。

以上、御提案申し上げますのでよろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後4時20分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6年 1月31日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 小尾 雅彦

令和5年第5回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和5年12月15日（金曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	占冠村行政不服審査法施行条例を制定することについて
日程第2	議案第2号	占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例を制定することについて
日程第3	議案第3号	占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについて
日程第4	議案第4号	占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第5	議案第5号	占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第6	議案第6号	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第7	議案第7号	占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第8	議案第8号	占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第9	議案第9号	占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第10	議案第10号	占冠村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第11	議案第11号	令和5年度占冠村一般会計補正予算（第6号）
日程第12	議案第12号	令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第13号	令和5年度村立診療所特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第14号	令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第15号	令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第16号	令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第17号	令和5年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算（第2号）
日程第18	選挙第1号	占冠村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
日程第19	意見書案第9号	軽油取引税の課税免除特例措置の継続を求める意見書
日程第20		議員派遣の件
日程第21		閉会中の継続調査申出

○出席議員（8人）

議長 8番 児玉眞澄君 副議長 1番 大谷元江君

2 番 木 村 一 俊 君
 4 番 下 川 園 子 君
 6 番 小 林 潤 君

3 番 細 谷 誠 君
 5 番 藤 岡 幸 次 君
 7 番 小 尾 雅 彦 君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

（長部局）

占 冠 村 長 田 中 正 治
 総 務 課 長 三 浦 康 幸
 農 林 課 長 鈴 木 智 宏
 建 設 課 長 小 林 昌 弘
 福祉子育て支援課長 岡 崎 至 可
 会 計 管 理 者 合 田 幸
 職員厚生担当係長 鈴 木 隼
 税 務 担 当 主 幹 高 桑 浩
 商工観光担当主幹 阿 部 貴 裕
 地域振興対策室主幹 松 永 真 里
 林業振興室係長 坂 本 龍 哉
 環境衛生担当主幹 蠣 崎 純 一
 戸 籍 担 当 主 幹 細 川 明 美
 保健予防担当主幹 岡 本 叔 子
 社会福祉担当係長 川 口 晃 平
 子育て支援室主幹 森 田 梅 代

副 村 長 松 永 英 敬
 企 画 商 工 課 長 平 岡 卓
 林 業 振 興 室 長 杉 村 政 彦
 住 民 課 長 伊 藤 俊 幸
 ト マ ム 支 所 長 石 坂 勝 美
 総 務 担 当 主 幹 野 原 大 樹
 財 務 担 当 主 幹 佐々木 智 猛
 企 画 担 当 主 幹 竹 内 清 孝
 広報統計担当係長 大 谷 淳 貴
 農 業 担 当 主 幹 杉 岡 裕 二
 建 築 担 当 主 幹 嵯 峨 典 子
 土 木 担 当 係 長 中 島 辰 男
 国保医療担当主幹 小 瀬 敏 広
 村立占冠診療所主幹 橘 佳 則
 介 護 担 当 主 幹 佐久間 敦

（教育委員会）

教 育 長 多 田 淳 史
 学校教育担当主幹 後 藤 義 和

教 育 次 長 木 村 恭 美
 社会教育担当主幹 上 島 早 苗

（農業委員会）

事 務 局 長 鈴 木 智 宏

（選挙管理委員会）

書 記 長 三 浦 康 幸

（監査委員）

監 査 委 員 木 村 英 記
 事 務 局 長 平 川 満 彦

監 査 委 員 下 川 園 子

○出席事務局職員

事 務 局 長 平 川 満 彦 主 査 田 中 健士郎

◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） おはようございます。
ただいまの出席議員は8名です。定足数に達
しておりますので、これから本日の会議を開
きます。

◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、
あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1
号、占冠村行政不服審査法施行条例を制定す
ることについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これから、議案第1
号、占冠村行政不服審査法施行条例を制定す
ることについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の
職務は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第1号は
原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2

号、占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業
の設置等に関する条例を制定することについ
ての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 2点ほど教えてください。

第5条のところで、議会の同意を要する賠
償責任の免除というところですか。

地方公営企業法第30条、職員の賠償責任に
ついて明記されているところですが地方自治
法の第243条の2の2の規定を準用するとい
うことです。

職員が過失により与えた損害に対して、例
えばお金をなくしたとか物を壊した等の事例
です。一応そういう損害を監査委員がその事
実を確認し賠償責任の有無と賠償額が決定さ
れます。

そしてそのものについて村長なり管理者が
当該職員からなされた当該損害というものが、
避けることができない事故、その他やむを得
ない事情によるものであることの証明を相当
と認めるときは、条例の定める場合には、議
会の同意を得て賠償責任の全部または一部を
免除することができる。と書かれているのが
この地方自治法の第8項の規定であります。

そしてこの条例の中の当該賠償責任に係る
賠償額が10万以上である場合に議会の同意を
得て免除を決めると書いてありますが、あく
までも損害の賠償を決定するのが監査委員な
ので議会の同意というのは、あくまでも監査
委員の査定に対して避けることのできない事
故、やむを得ない事故によるものだとして証明が
認められた場合ということなので、10万円以
上で議会が関与するかしないと決めるのは、
おかしいのではないかなということでお尋ね
いたします。

第7条、議会の議決を要する負担つきの寄附の需要というところのところです。

これは地方公営企業法第40条第2項の規定に基づくもので、条例で決めたものは、地方自治法の96条第1項の第9号、第12号、第13号の議決事件になり議会の議決が必要になりますということで、この条例の7条の中でこの贈与の重要なところは分かりますが法律上村の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定にかかる金額が100万円以上のものとする。というか所があるんですけども、あくまで地方自治法の96条というのは、議会の議決をしなければならないという事件を限定で列挙したもので第1項第13号には法律上その義務に属する損害賠償の決めることが議会の仕事となっています。

この条例第7条の記述があるように既に額が100万円と決定されたものについて議決するとう趣旨ではないと思うのですがその辺の説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 御質問にお答えいたします。

今回上程いたしました、占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例につきましては、準則がございまして、こちらの準則をもとに、条例のほうへ上程させていただきました。

御質問にあります、第5条の当該賠償に関わる賠償額が100万円以上とする場合ですけれども、こちらにつきましては、額の設定の準則では、賠償額の金額は日常定型的に生ずる賠償責任に関わる賠償額の金額を勘案をするようにという記載がございまして、そちらを参考するとともに、既に公営企業会計へ導入しております、治体の条例等を参考にしたと

ころ、自治体によってかなり額につきましては幅があるんですけども、村の企業会計では、10万円という金額が妥当ではないかということで、今回上程をさせていただきました。

第7条の法律上村の義務に属する、損害賠償の額の決定で当該決定に関わる金額が100万円以上のものとするということでございすけれども、議会の議決を要しない許容額等を規定するものでございまして、こちらについては、先ほど5条のところでも申し上げましたけれども、公営企業会計を導入している自治体の状況ですとかを参考にするとともに村長の専決処分事項の指定という条例がございまして、そちらの一応金額は200万円ということなんですけれども、その200万円を下回る金額の100万円ということで設定をさせていただき今回上程をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 5条のところですけども、あくまでも地方自治法によれば買収額を決定するのは監査委員であるということと記載されているので、そういう認識でいいかどうか、お尋ねいたします。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 議員おっしゃるとおりの認識でよろしいと思います。

以上でございます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第2号占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例を制定することについての件を、採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第3号

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、議案第3号、占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 昨日担当と若干話してるんですけども、一応今回の条例は地方公営企業法の第32条、第2項、第3項に基づく、1条から3条の構成になるもので平成24年の、第一次一括法による法改正で法定積立金この条例に書かれている減債積立金とか、利益積立金だとかに当たるそういう法定積立金が、一応廃止という法律に改正されました。

そして今回、法定積立てをしなさいという条例に第2条がなってるわけなんですけども、簡単に言えば、お金が余ったら使い道好きなように使ってくださいというのが国の方針なわけなんですけどもこの条例が記載されたということで貯金をして借金返すようにならないようにお金余ったら、議会で使い道を決めてくださいと言ってくれてるのに、何で法定積立てをこの条例で再開するような話になるのか。その理由を、教えてほしいと思います。

あくまでも議会の議決で優先して、もし困ってるところがあったらそっちへ補助すると

か、そういう自由な扱いができるほうが私はいいいと思います。

今回法定積立てをすることによって、自治体の財政健全化判断比率にどれだけ影響するものなのか聞きいたしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

今回上程しております、剰余金の処分等に関する条例でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど木村議員のほうからも説明ありました、国のほうの条例が改正され廃止になったということでそれに伴いまして、私の持ってる資料のほうで申し上げますと、地方公営企業を有する自治体に対し、剰余金の処分等について、条例で定めるところにより、または議会の議決を得て、行うことを義務づけるものということですとなっております。

この剰余金処分条例については、基準とすべき法令の規定はありません。

法令の規定に反しない範囲内であれば、地域の実情や地方公営企業の運営状況を勘案して、各自治体に自由にその内容を設定することができると書かれております。

条例によらずですね、その都度、議会の議決により、剰余金を処分する場合は、剰余金処分条例の制定はしなくてもよろしいんですけども、また利益の処分資本剰余金の処分いずれか一方のみを条例に行い、他方議会の議決により行うことや、剰余金の処分のうち、一定の場合については条例により行い、それ以外の場合は議決による行うことも可能であります。

剰余金処分条例の規定方法については、公営企業ごとに一つの条例で規定する方法のほ

か、複数の公営企業についての剰余金の処分の方法を一つの条例で規定する方法をとることや、既存の公営企業の設置等に関する条例に剰余金の処分等の規定を盛り込むことも、可能であります。

このようなことから、今回剰余金の処分、剰余金等に関する条例を上程したところでございます。

健全化比率の件に関しましては、総務課長のほうからお願いしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 木村議員の御質問にお答えいたします。

健全化判断比率に関する影響はないものと考えてございます。

万一影響等が生じる事態が生じましたら、速やかに御報告差し上げたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 条例の定めだとか、議会の議決で利益出たところの使い道を考えてもいいですよということですけど、それで条例を定めて昔あったような条例に戻して、積立金をもう一度しましょうということですけど簡単に言うんですけど、国が自由に使っていいと言ってるのに、貯金しなければならないとか、そっちのほうに回せなければいけないのかって考えですよ。

議会で議決すれば、使い方っていろいろと決められると思うんですよ。

こんな難しい条例にしなくてもいいのかなと、簡単に答えてくれればありがたいです。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 御質問にお答えいたします。

条例の整備に当たりましては、コンサル会

社に委託してることもありますしコンサル会社からの指導もございました。

我々もほかのほう導入しております、自治体の条例等を見ますとほとんどの自治体が、この剰余金の処分等に関する条例を制定しているということもありまして、先ほど言った、例規整備に関する情報もありましたので、そういったことを総称しまして、私どものほうで条例を整備するということで決めさせていただきまして上程させていただきました。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第3号占冠村簡易水道事業及び公共下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、議案第4号、占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、下川園子君。

○4番（下川園子君）1点質問いたします。

こちら改正したことによって、利用をされる方、該当される方が出た場合にはその方に個別の案内というのを村のほうからしていただけのかどうかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 下川議員の御質問にお答えさせていただきます。

税の賦課に関わることで、それは該当者がいた場合は何らかの通知をして、減額になるとかっていうのは、通知はするようになってくると思います。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第4号占冠村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第5号

○議長（児玉眞澄君） 日程第5、議案5号、占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第5号占冠村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第6号

○議長（児玉眞澄君） 議案第6、議案第6号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第6号、特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正す

る条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第7号

○議長（児玉眞澄君） 日程第7、議案第7号、占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第7号占冠村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第8号

○議長（児玉眞澄君） 日程第8、議案第8号、占冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。これから、議案第8号、冠村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第9、議案第9号、占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、小尾正彦君。

○7番（小尾雅彦君） 条例改正の、施行期日けども年度途中ということで、年度初めの4月1日じゃなくて3月1日からの施行とするとになっているんですが、何かこれは充足によってでしょうか、理由をお聞かせ願います。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 施行期日につきましては、国のほうで定められた施行期日でございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第9号占冠村手数料条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第10号

○議長（児玉眞澄君） 日程第10、議案第10号、占冠村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第10号、占冠村特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第11号

○議長（児玉眞澄君） 日程第11、議案第11号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第6号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質問者はページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

質疑はありませんか。7番、小尾正彦君。

○7番（小尾雅彦君） 議案書69ページからの教育費の各学校へのエアコンの設置費です。

一応、名目上は、各学校3校で4台の換気機能付きのエアコン購入費ということで、若干これ4台の購入に関して、同額でなく多少の金額の差異があるんですけど、現在エアコンの機種を選定されてだとは思うんですけど、金額の相違とあと1台ずつの設置ということでお聞きしてるんですけど、これぐらいの金額が妥当なのかどうか、そういったことも含めて、昨日の教育長の一般質問の答弁でもあったんですけど、6年度にも残り分も含めて、計画があるということですけど、現在補正措置で購入手続をするに当たっても、道費で各学校への配置も検討されてるということで、需要的に混み合う時期を避けて早々にという話もあったので、この4台についても購入措置が可能かどうかも含めてお聞きしたいとします。

それと歳入に関して、補助金が136万円ということで、4台分の経費で割り返すと約36パーセントということで、補助が3分の1ということになるのか。

見る限りでは補助裏の財源措置はないようですけど、その辺も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 小尾議員の御質問にお答えいたします。

69ページに記載しております、学校のエアコン購入代ということでございます。

学校によって、金額のばらつきがあるということですが、機種は同じですが、付ける場所によりまして室外機ですとか、工事の関係でその分金額は変わっております。

購入する機器につきましても換気機能つきエアコンということで、一般のエアコンよりは多少高いものとなっておりますのでこの金額ということで見積りをいただいております。

歳入に関してですが、53ページ、14款、2項、6目、教育費国庫補助金の学校保健特別対策事業費補助金で136万円計上しておりますが、こちらにつきましては、感染症流行下における学校教育活動体制整備事業というものを活用しておりまして、これの1校当たりの補助上限というものがございます。

各学校34万円が上限となっておりますので、34万円の4校分ということで記載しております。

それ以外につきましては、一般財源ということで考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。6番、小林潤君。

○6番（小林潤君） 議案書62ページでございます。

下段のほうで、民生費、児童福祉費、そして1目の児童福祉費、総務費の1節、報酬で185万3,000円の減額となっております。

ここの説明が地域おこし協力隊ということ

ですので、児童福祉関係ですから仕事の内容というのは多分限られてきて保育所でお勤めになる形で予算とったと思うんですけども、この185万3,000円は、12月で減額したということは、どういう理由なのか、その辺を確認したいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

ただいまの3款、2項、2目、1節の報酬ですね地域おこし、地域おこし協力隊の減額の理由でございます。

この件につきましては、トマム保育所の地域おこし協力隊ということで、今年の1月に退任している分でございます、年度当初は予算計上していました。

現在も地域おこし協力隊は、募集はしているんですがなかなか見つからないという状況でございます。

今年度の11月分までを減額しているということでこの金額を減額しているということで、現在も、募集を行っている状況です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 協力隊の1名の方で保育所で勤務してもらおうということで、4月から募集したけどいなかったということで、4月から12月、9か月間の間で協力隊の人が採用できなかったことで保育所の運営は、十分回っていたのか、その辺の確認をさせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長。

○福祉子育て支援課長（岡崎至可君） 現場のほうは、大変忙しい思いをしてるんですけども、何とかこなしているという状況で伺っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。4番、下川園子君。

○4番（下川園子君） 69ページ、10款、2項、1目の17節で中央小学校に双方向翻訳機を購入することになっているかと思いますが、こちらは1校だけの対応ということでしょうか。占冠中学校などにはもう既に配置されているのかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 下川議員の御質問にお答えいたします。

69ページ、10款、2項、1目、備品購入費の中央小学校双方向翻訳機3万円のものとございます。

こちらにつきましては、中央小学校のみの購入ということで、ほかは占冠中学校にはございません。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 現時点ではないということですが、占冠中学校のほうにもないのであれば必要なのではないかと思うんですが、そういったものは今後新年度予算等で検討されていくということでしょうか。

それとも中学校的には必要ないと見ているような状況でしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 下川議員の御質問にお答えいたします。

中学校のほうへは特に希望はございませんでしたが、今後また聞き取り等を行って、必要であれば、予算措置等をおきたいと思いますが、今のところは聞いておりません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。これから、議案第11号令和5年度占冠村一般会計補正予算第6号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第12号

○議長（児玉眞澄君） 日程第12、議案第12号、令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。これから、議案第12号令和5年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第13号

○議長（児玉眞澄君） 日程第13、議案第13号、令和5年度村立診療助特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 89ページ、歳出です。総務管理費の中の3目で、燃料費、需用費の燃料費、光熱水費の補正ですが、燃料費、占冠は10万、トマムは40万、この差が大き過ぎるなというふうに感じました。

この増える要因としては、老朽化してるから燃料が高くなるっていうような問題で燃料費が増えるのであれば、修繕等の関係も出てくるのかなというふうに思うんですが、その辺を考えているのかどうかをお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 御質問にお答えさせていただきます。

燃料費の関係につきましては、令和4年度におきましてもトマムの診療所のほうで、多く灯油代がかかっておりまして、それに基づいて補正をしてきているところであります。

今回の補正につきましては、差との問題ではなくて現に不足が生じるであろうということを予想して、必要な額を計上させていただいているところであります。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 令和4年度もそういう状況であったということであれば、予算をするときにはもう差をつけて予算計上してるかなと思うんですが、増える要因は必ずあるというふうに思います。その辺の調査とかはしているんでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 増える要因とかの調査についてはしておりませんけども、ト

マム診療所につきましては、診療してないときも凍らないようにということで、灯油を炊いている部分とかもありまして若干その辺でかかってるのかなっていうふうには考えております。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第13号、令和5年度村議診療助特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第14号

○議長（児玉眞澄君） 日程第14、議案第14号、令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから、議案第14号、令和5年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第15号

○議長（児玉眞澄君） 日程第15、議案第15号、令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 107ページにあります、諸収入のところ雑入、この中身を教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 御質問にお答えいたします。

107ページの6款、1項、雑入、1目、下水道事業の雑入の30万円ですけれども、こちらにつきましては、消費税と地方消費税の確定申告の還付金による増額によるもので、今回30万円の計上とさせていただいております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。

これから議案第15号、令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第16号

○議長（児玉眞澄君） 日程第16、議案第16号、令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終わります。これから、議案第16号、令和5年度占冠村介護保険特別会計補正予算第2号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第17号

○議長（児玉眞澄君） 日程第17、議案第17号、令和5年度占冠村歯科診療事業特別会計

補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから、議案第17号、令和5年度占冠村
歯科診療事業特別会計補正予算第2号の件を
採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の
諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第17号は
原案のとおり可決されました。

◎日程第18 選挙第1号

続いて、日程第18、選挙第1号、占冠村選挙
管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。
お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項
の規定によって指名推選にしたいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって、選挙の方法は指名推選で行うこ
とに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名するこ
とにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しま
した。

それでは、選挙管理委員会委員に、山崎正
紀君。長瀬弘侍君。菅原勇次郎君。八木靖子
君。

以上の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方々を選挙管理委
員の当選人と定め、定めることに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名しました。

山崎正紀君。長瀬弘侍君。菅原勇次郎君。
八木靖子君。

以上の方々が選挙管理委員に当選されまし
た。

次に、選挙管理委員補充員には、赤石菊子
君。窪田敏雄君。坂口友子君。山本有子君。

以上の方々を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方々を選挙管理委
員補充員の当選人と定めることに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。
したがって、ただいま示しました。

赤石菊子君。窪田敏雄君。坂口友子君。山
本有子君。

以上の方々が、選挙管理委員補充員に当選
されました。

次に、補充員の順番についてお諮りします。

補助員の順番は、ただいま議長が指名した
順序にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、補充員の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定しました。

◎日程第19 意見書案第9号

○議長（児玉眞澄君） 日程第19、意見書案第9号、軽油取引税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の件を議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、下川園子君。

○4番（下川園子君） 意見書案第9号、軽油取引税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見を提出します。令和5年12月15日提出。

提出者占冠村議会議員、下川園子。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、細谷誠。

こちら読み上げて提出いたします。

軽油取引税の課税免除特例措置の継続を求める意見書。

軽油取引税については、平成21年度地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化され、これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等を使用される軽油に設けられている免税制度が令和3年3月末で廃止される予定となっていました。索道事業者等からの強い要望により3年間延長措置が認められ、令和6年3月末での適用期限を迎えます。

索道事業では、スキー場のゲレンデ整備に使用する圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等から現在でさえ大変厳しい経営環境をさらに圧迫し、スキー場の経営は一層厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧されます。

村内のスキー場におきましても、安全安心かつ快適なゲレンデを提供するため、説明整備に圧雪車等を使用しており、スキー場の経

営維持に軽油取引税の免税措置は不可欠なものとなっております。

よって、国においては、索道事業者、農林水産事業者、鉱物採掘事業者など幅広い産業への経営が圧迫され、地域経済を支えている産業の衰退を招くことのないよう、軽油取引税の課税免除措置を継続するよう強く要望します。

令和5年12月15日。北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。意見書提出先、衆議院議長以下記載のとおりです。

以上御審議のほどよろしくお願いいたします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、意見書案第9号、軽油取引税の課税免除特例措置の継続を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり採択されました。

◎日程第20 議員派遣の件

○議長（児玉眞澄君） 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきましては、御手元に配付したとおり、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
よって議員派遣の件は御手元に配付したとおり決定しました。

◎日程第21 閉会中の継続調査申出の件

○議長（児玉眞澄君） 日程第21、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、御手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第18号

○議長（児玉眞澄君） ただいま村長から、議案第18号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第7号が提出されました。

これを日程に追加し追加日程第1として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第18号を追加日程第1として議題とすることに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） 追加日程第1、議案第18号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第7号の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長、三浦靖君。

○総務課長（三浦康幸君） 議案書の127ページをお願いいたします。

議案第18号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第7号につきまして御説明申し上げます。

令和5年度占冠村一般会計補正予算第7号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,000万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

それでは、議案書の128ページをお願いいたします。

歳入から御説明申し上げます。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金は1,084万6,000円の増額。

18款、1項、繰入金は365万4,000円の増額。
歳入合計1,450万円の増額でございます。

続きまして、129ページをお願いいたします。

歳出につきまして御説明申し上げます。

3款、民生費、1項、社会福祉費は1,450万円の増額。

歳出合計で1,450万円の増額でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから議案第18号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第7号の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。令和5年第5回占冠村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時34分

◎閉会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

したがって会議規則第7条の規定により本

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 6年 1月31日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 小尾 雅彦